

# 令和2年9月 川棚町議会定例会会議録

(第2日目)

令和2年9月10日 木曜日 (午前10時開議)

出席議員 (14人)

1番	福田	徹
2番	小谷	龍一郎
3番	毛利	喜信
4番	初手	安幸
5番	堀池	浩
6番	山口	隆
7番	小田	成実
8番	田口	一信
9番	高以良	壽人
10番	堀田	一徳
11番	炭谷	猛
12番	水谷	末義
13番	波戸	勇則
14番	村井	達己

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	久 田 直	喜
書 記	石 川 純	一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 口 文	夫
副 町 長	馬 場 直	英
教 育 長	竹 下 修	治
総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長	大 川 豊	文
企 画 財 政 課 長	野 上 英	了
新 庁 舎 建 設 室 長	琴 岡 美	昭
税 務 課 長	小 中 尾 寿	隆
健 康 推 進 課 長	川 内 和	哉
会 計 課 長	末 永 安	江
住 民 福 祉 課 長	成 富 浩	樹
産 業 振 興 課 長 兼農業委員会事務局長	福 田 多	肥
建 設 課 長	中 原 敬	介
ダ ム 対 策 室 長	田 川 義	信
水 道 課 長	森 文	博
教 育 次 長	荒 木 俊	行
行 政 係 長	井 原	和

## 議事日程

- 第 1 同意第 15 号 川棚町教育委員会委員の任命について同意を求める件
- 第 2 同意第 16 号 川棚町監査委員の選任について同意を求める件
- 第 3 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦に関する件
- 第 4 報告第 5 号 専決処分の報告（損害賠償の額を定める件）
- 第 5 議案第 45 号 令和 2 年度川棚町一般会計補正予算（第 5 回）
- 第 6 議案第 46 号 令和 2 年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算  
（第 2 回）
- 第 7 議案第 47 号 令和 2 年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算  
（第 1 回）
- 第 8 議案第 48 号 令和 2 年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算  
（第 1 回）
- 第 9 議案第 49 号 令和 2 年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算  
（第 2 回）
- 第 10 議案第 50 号 町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例
- 第 11 議案第 51 号 工事請負契約の締結（川棚町新庁舎建設工事（建築））
- 第 12 議案第 52 号 工事請負契約の締結（川棚町新庁舎建設工事（電気））
- 第 13 議案第 53 号 工事請負契約の締結（川棚町新庁舎建設工事（機械））
- 第 14 議案第 54 号 公有水面埋立の件
- 第 15 請願第 1 号 「日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める  
意見書」提出についての請願

( 1 0 : 0 0 )

**議 長** ご起立願います。おはようございます。着席ください。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

( 1 0 : 0 0 )

**議 長** 日程第1、同意第15号「川棚町教育委員会委員の任命について同意を求める件」を議題といたします。本件について説明を求めます。町長。

**町 長** おはようございます。「川棚町教育委員会委員の任命について同意を求める件」について提案理由をご説明いたします。

教育委員会の組織につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条に、「教育委員会は、教育長及び4人の教育委員をもって組織する」と規定をされております。

このたび、現教育委員会委員の平田ちづる氏の任期が本年9月30日をもって満了となることから、後任の委員を任命する必要があります。そこで、後任として水落雅美氏を任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

水落氏は、議案に記載をしておりますとおり、川棚町白石郷3番地16にお住まいで、年齢は昭和47年5月5日生まれの48歳であります。同氏は、平成5年3月に長崎短期大学をご卒業になり、平成14年から川棚純心こども園において、保育教諭として勤務されており、多年にわたり幼児教育についての経験を有しておられます。また、平成29年度に川棚中学校PTA会長、さらに令和元年度からは川棚高等学校PTA会長を務めるなど、PTA活動にも熱心に取り組んでおられ、保護者や地域住民からの信頼も厚く、教育委員会委員として適任であると認めますので、ご提案申し上げる次第であります。

なお、水落氏の任期は、令和2年10月1日から令和6年9月30日までの4年間です。ご審議のうえ、ご同意くださいますようよろしくお願い申し上げます。

**議 長** これから、質疑を行います。ありませんか。

「なし」の声あり

**議 長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本件に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議 長** 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議 長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、同意第15号「川棚町教育委員会委員の任命について同意を求めめる件」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**議 長** はい。全員起立です。したがって、同意第15号「川棚町教育委員会委員の任命について同意を求めめる件」は、同意することに決定をいたしました。

(10:04)

**議 長** 次に日程第2、同意第16号「川棚町監査委員の選任について同意を求めめる件」を議題といたします。本件について説明を求めます。町長。

**町 長** 同意第16号「川棚町監査委員の選任について同意を求めめる件」について、提案理由をご説明いたします。

本町の監査委員2名のうち、識見を有する者のうちから選任する監査委員、堀池靖彦氏の任期が本年9月30日までとなっておりますので、議案に記載のとおり、堀池靖彦氏を引き続き選任したく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めめるものであります。

堀池氏は、議案に記載のとおり、川棚町中組郷1071番地にお住まいで、年齢は昭和20年5月7日生まれの75歳であります。同氏は、昭和43年3月に同志社大学経済学部をご卒業になり、同年6月から長崎県信用保証協会に勤務され、以来、同協会の佐世保支所長、長崎本所の総務部長を歴任され、平成18年3月に定年退職されております。退職後も、同協会佐世保支所の常任相談役として平成21年3月まで勤務され、中小企業者の相談、診断、情報提供や融資に係るなど、中小企業の振興と発展に寄与されてきました。その後、平成24年10月1日から、本町の監査委員にご就任いただき、これまで2期8年にわたり信用保証協会でも培われてきた知識と経験を、如何なく発揮してくださっているところであり、今後も適切にその職務を果たしていただけるものと確信をしているところであります。地域住民からの信頼も厚く、人格・識見ともに監査委員として適任と認めますのでご提案申し上げるものです。ご審議のうえ、ご同意くださいますようよろしくお願い申し上げます。ご審議のうえ、ご同意くださいますようよろしくお願い申し上げます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これから質疑を行います。山口議員。

**6 番 山 口** すいません、任期はいつからいつまでになりますかね。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 総務課長。

**総 務 課 長** はい。本年10月1日から4年後の令和6年9月30日までとなっております。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** ほかに質疑はありませんか。よろしいですね。

(発言なし)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本件に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

**議** 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、同意第16号「川棚町監査委員の選任について同意を求める件」の採決を行います。この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

**議** 長 はい。全員起立です。したがって、同意第16号「川棚町監査委員の選任について同意を求める件」は、同意することに決定をいたしました。

(10:08)

**議** 長 次に日程第3、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦に関する件」を議題といたします。

この議題の審議においては、地方自治法第117条の規定により、高以良壽人議員が除斥の対象となります。高以良壽人議員の退場を求めます。

(高以良議員退場)

**議** 長 本件についての説明を求めます。町長。

**町** 長 諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦に関する件」の提案理由をご説明いたします。

人権擁護委員は法務大臣が委嘱することになっておりますが、人権擁護委員法第6条第3項により、市町村長は議会の意見を聞いて、候補者を推薦しなければならないと定められております。

現在、本町には4人の方が人権擁護委員の委嘱を受けられておられますが、そのうち高以良壽人氏におきましては、平成26年10月に人権擁護委員の委嘱を受けられ、現在2期目であり、令和2年12月31日をもって任期満了となられますので、同氏の再任について議会の意見を求めるものであります。

高以良氏は新谷郷744番地1にお住まいで、昭和23年9月20日生ま

れの71歳であります。同氏は昭和44年に長崎県総合農林センター教習部農業大学校を卒業後、同年4月から川棚町役場に勤務され、その後、係長や課長を歴任されまして、平成21年3月に、総務課長を最後に定年退職されております。退職後は東彼杵郡三町合併協議会の嘱託職員や川棚町農業委員会事務局に臨時職員として勤務され、その後は家業である農業に従事されており、現在は東彼杵郡森林組合理事を務めるなど、人格・識見ともに人権擁護委員に適任と認め、候補者として推薦するものであります。なお、委員の任期は令和3年1月1日から3年間となっております。

以上で説明を終わりますが、候補者として推薦することにつきまして、ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これから、質疑を行います。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本件に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦に関する件」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本件は、これを適任者と認めるとの意見とすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**議 長** はい。全員起立です。したがって、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦に関する件」は、適任者と認めると答申することに決定をいたしました。

(10 : 13)

**議 長** ここで、高以良壽人議員の入場を許します。

(高以良議員入場)

(10 : 13)

**議 長** 次に日程第4、報告第5号「専決処分の報告（損害賠償の額を定める件）」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長。

**町 長** 報告第5号「専決処分の報告（損害賠償の額を定める件）」についてご説明をいたします。

去る、7月20日の午後6時9分頃、本町在住の男性運転手が本人所有の自動車で行方不明中、猪乗川内郷の町道猪乗川内線路上において、左側法面からの落石が当該車両前方に衝突し、当該車両に損害を与えたものであります。

その後、直ちに対応を行い、損害を受けられた相手方と損害賠償額について協議が成立したことから、地方自治法第180条第1項及び専決処分の指定に関する条例第2条第1項の規定により、損害賠償の額を定め専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものであります。

詳細につきましては、総務課長から説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

**議 長** 総務課長。

**総 務 課 長** はい。それでは内容についてご説明をいたします。この件につきましては、損害賠償額について協議成立後、損害を受けられた方に遅滞なく賠償金額の支払いを行うため、専決処分を行ったものであります。具体的には、専決処分書のとおりでありますので、専決処分の主な事項を読み上げ説明いたします。専決処分書2枚目をご覧ください。

専決の日付ですが、令和2年8月25日、専決処分を行っております。町長が行っております。

損害賠償の額を定めることについて、項目を読み上げます。

1. 事故発生日時 令和2年7月20日 月曜日 午後6時9分頃。

2. 事故発生場所 川棚町猪乗川内郷1539番地1 町道猪乗川内線路上。

3. 損害賠償の相手方 これは個人のプライバシーに配慮をしまして、文字の箇所を伏せ字としております。先ほど町長が申しあげましたように、町内在住の男性であります。

4. 事故の概要 令和2年7月20日 月曜日 午後6時9分頃、猪乗川内郷1539番地1 町道猪乗川内線において、匿名の氏が本人所有の自動車で行中、一部町所有である左側法面から落石があったため、反対車線へ衝突を避けようとしたが、転がってきた直径約30センチの落石が車両前方に衝突し損害を与えたもの。

5. 損害賠償額 51万6,500円であります。

以上のとおりであります。この件につきましては、示談が成立後、速やかに支払を完了し、またその全額が全国町村会総合賠償補償保険の対象となっており、8月31日に支払を完了しております。以上説明を終わります。

議 長 これから、質疑を行います。田口議員。

8 番 田 口 私の聞き間違いだったのかもしれませんが、町長の最初の説明のときに何か、職員が運転中みたいな感じで聞こえたものですから、私の聞き間違いだったのかなと思います。念のためお聞きします。

議 長 総務課長。

総 務 課 長 はい。町長の提案、私も確認をしておりましたが、本町在住の男性運転手ということで説明を申し上げております。以上です。

議 長 ほかに。堀田議員。

1 0 番 堀 田 はい。この猪乗郷のところが落石で被害があったということですが、普段からそういう落石があるような場所で、標識とか落石注意とかの標識あたりはされてなかったのですか。

議 長 建設課長。

**建設課長** はい、お答えします。現場付近ですね、落石があったという報告は、建設課の方には入っておりませんでしたので、落石注意という標識等は行っておりません。それでですね、勾配的にもですね、あまり落石があるような感じではないという判断をしておりました。以上です。

**議 長** ほかに。炭谷議員。

**1 1 番 炭 谷** その落石は車の、例えば前面なのか上部なのかということ、この車は何といいますか、上流に上っていたのか下流に下っていたのか。この左側ということであれば、五反田方面に下っていく道だろうと思えますから、その点ちょっと2つだけ確認をお願いします。

**議 長** 建設課長。

**建設課長** はい、お答えします。これは下っていく方で、事故に合われました。その下るときにですね、左の法面からちょうど車両が通るときに落石があり、1回路面で跳ねて、それを避けようと右にちょっとハンドルを切られてるみたいです。しかしその跳ねた分が車の前にちょうど当たり、落石を巻き込んでちょっと車の下部、下の部分もですね、損傷をされたような状況であります。以上です。

**議 長** ほかに。小谷議員。

**2 番 小 谷** 落石による事故ということですがけれども、その事故があった箇所その後の対策といいますか、法面、あまり勾配がないということでしたけれども、ほかの箇所等の確認等はされてるんでしょうか。

**議 長** 建設課長。

**建設課長** はい。現場を確認しましてですね、その部分で落石があったということで、その前後を含めてですね、今、工事発注しておりますけれども、今の今回の内容としましては、ガードレールですね、ガードレールを2段に重ねてといいますかですね、よく新谷から先の国道のところにされているような感じでですね、落石が道路に落ちてこないような工事を発注しております。以上です。

**議 長** 高以良議員。

**9 番 高 以 良** 事故の概要のところに書いてありますが、一部町所有である左側法面から落石があったと。この一部っていうのがどういうことなのかお尋ねします。

議 長 建設課長。

建設課長 この町道の左側法面につきましてはですね、ずっと上まで山になっておりまして、町道のすぐ横が町有地、その上が個人の所有、その上がある企業の所有ということで、法面というかも山ですね、の所有がそういうふうに三者あるということでもあります。

議 長 高以良議員。

9 番 高以良 じゃあこの落ちてきた石は町有地から落ちてきたのか、上の山から落ちてきたのか、さらに上から来たのかというのは、どうなんでしょうか。

議 長 建設課長。

建設課長 現場に行きましたけれども、どこの部分から落ちたというのがわからない状況です。土砂が崩れたとか、そういった跡が残ってる部分ではありませんでしたので、その石、約30センチぐらいの石だけが落ちてきていたということですね、どの部分から落ちてきたというのまでは確認ができておりません。

議 長 ほかに。よろしいですか。

(発言なし)

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わり、報告済みといたします。

(10:23)

議 長 次に日程第5、議案第45号「令和2年度川棚町一般会計補正予算(第5回)」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第45号「令和2年度川棚町一般会計補正予算(第5回)」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正といたしましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億1,203万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を87億7,556万6,000円にしようとするものであります。併せて、地方債の補正を行うものであります。

今回の補正は、歳入においては、地方特例交付金及び地方交付税の決定による増額、各種補助事業に係る国・県支出金の増額、令和元年度決算確定に伴う前年度繰越金の増額が主なものであります。

また、歳出においては、人事異動による職員配置の変動に伴う人件費の増減、新型コロナウイルス感染症対策に係る各種事業の追加、川棚川下流域の状況をリアルに監視する河川監視システムの導入、7月の豪雨による農地、農業用施設、公共施設災害に係る災害復旧費の増額が主なものであり、その他当初予算編成後の事情変更等に対応するため、必要な事業費について計上をしたところであります。

補正予算の詳細につきましては、企画財政課長から説明をいたしますので、よろしくご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 企画財政課長。

**企画財政課長** はい。それでは、事項別明細書の歳出から説明しますので、26、27ページをお開きください。

なお、今回の補正におきましては、町長が申し上げたとおり、人事異動による職員配置の変動により、2節給料、3節職員手当等、4節共済費において、2款総務費から10款教育費まで全編を通じて増減が生じております。説明に際しましては、人件費の補正という表現で簡略にご説明しますので、予めご理解の方よろしくお願いいたします。

それでは、1款議会費であります。1項2目新型コロナウイルス感染症対策事業費、説明欄の町議会IT化推進事業費につきましては、町議会におけるオンライン会議の実施、ペーパーレス会議を推進するために必要な機器等を購入するもので、10節及び17節でタブレットコンピューター17台及びその消耗品の購入費を、11節でタブレットコンピューターの通信費等を計上するものであります。次のページをお願いいたします。

2款総務費であります。1項1目一般管理費につきましては、2節から4節までは人事異動に伴う人件費の補正でありまして、1節で庁務員の報酬の不足分を、4節で庁務員の社会保険料の不足分を、8節で庁務員の通勤費用の不足分をそれぞれ増額補正するものであります。次の2目秘書広報費、説明欄の新型コロナウイルス感染症感染防止対策事業費につきましては、町長の出張において公共交通による新型コロナウイルス感染症の感染リスクを回

避するため、公用車を購入することとし、1節に運転手として会計年度任用職員の報酬を、10節に燃料費を、11節に保険料を、17節に公用車の購入費を計上するものであります。

次の8目電算管理費、説明欄の社会保障・税番号制度システム管理費につきましては、国外転出者によるマイナンバーカード等の利用に関し、住民基本台帳システムを改修する必要が生じたので、その改修業務費を12節に計上するものであります。全額国費補助の対象となります。

次の9目地域づくり事業費、説明欄の地域おこし協力隊事業費（商工観光）につきましては、隊員の今後の活動に合わせ、各節において予算の組み替えを行うもので、補正額の増額はございません。

次の11目諸費につきましては、自衛隊の募集活動に対し、住民基本台帳情報の提供を求められており、その情報提供の適法性について個人情報保護審査会に諮るため、審査会委員の報酬を1節に、旅費を8節に、そして審査会の会場使用料を13節に計上するものであります。

次の21目新型コロナウイルス感染症対策事業費、説明欄の庁舎内感染防止対策事業費につきましては、庁舎内での感染を防止するため、窓口カウンターに感染飛沫防止デスクスクリーンを購入する経費を17節に26万7,000円計上するものであります。

次の行政IT化推進事業費につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る情報発信を強化するため、町ホームページをスマートフォン対応やSNSによる情報発信機能を追加したホームページにリニューアルする経費を12節に650万円計上し、また、新型コロナウイルス感染症により庁舎内でオンライン会議を開催することが多くなっていることから、オンライン会議に必要な機器を追加購入する経費を17節に250万円計上するものであります。次のページをお願いいたします。

説明欄の庁舎衛生確保対策事業費であります。こちらにつきましては、庁舎内での感染防止のため、飛沫拡散防止パネル付きの職員用の机を購入する経費を17節に計上するものであります。

次の2項1目税務総務費につきましては、2節及び3節で人件費の補正を行うものです。

次の2目賦課徴収費につきましては、法人町民税の確定申告及び個人町県

民税の更正等により還付金が増加しており、今後の支出を見込み増額するものであります。

次の3項1目戸籍住民基本台帳費及びその次の4項1目選挙管理委員会費につきましては、どちらも人件費の補正を行うものでございます。

一番下の5項2目統計調査費、説明欄の国勢調査費につきましては、補正額の増減はなく、各節の予算の組み替えを行うものです。次のページをお願いいたします。

3款民生費であります。1項1目社会福祉総務費、説明欄の社会福祉総務費につきましては、2節から4節において人件費の補正をするとともに、22節で地域生活支援事業及び障がい者医療費等の令和元年度国県支出金の精算に伴い、精算返納金を391万2,000円増額するものでございます。

次の介護保険事業費につきましても、2節及び3節で人件費を補正するとともに、22節で令和元年度の低所得者保険料軽減負担金の精算により精算返納金を1,000円増額し、そして27節で介護保険事業特別会計の補正に伴い、繰出金を14万8,000円増額するものでございます。

次の2目障害者福祉費につきましては、障害者福祉サービスの報酬改定に伴い、障害者自立支援給付審査支払システムの改修が必要となり、12節において、その改修費を計上するものでございます。改修費の2分の1が国庫補助の対象となります。

次の4目老人福祉施設費では、当初予算において、いきがいセンターの空調機器取替工事費を計上しておりましたが今回全額減額いたしまして、6目新型コロナウイルス感染症対策事業費において、いきがいセンターの新型コロナウイルス感染症対策として空調の強化を図るため、空調機器を取り替えることとし、12節に設計委託料を、14節に工事費を計上するものであります。

次の2項1目児童福祉総務費、説明欄の児童福祉総務費につきましては、こちらも2節及び3節で人件費を補正するとともに、22節で令和元年度の子ども・子育て支援交付金や保育所給付費などの精算により返還金を689万5,000円増額するものでございます。

次の保育所運営事業費につきましては、18節において保育所及び認定こども園の新型コロナウイルス感染症対策として、備品購入費等に対する補助

金を397万7,000円計上するもので、こちらは全額国庫補助の対象となります。

次の放課後児童健全育成事業費につきましては、子ども・子育て支援交付金交付要綱の改正により交付単価が増額となり、不足額を12節において213万1,000円増額するものです。

次の子ども・子育て支援事業費につきましては、18節において子育て支援センターの新型コロナウイルス感染症対策として、備品購入等に対して補助するものとし151万6,000円の増額、子ども・子育て支援交付金要綱の改正により交付単価が上がり、地域子育て支援拠点事業及び一時預かり事業に不足が生じ、その不足分403万円を増額、合わせて554万6,000円を増額するものでございます。次のページをお願いいたします。

4款衛生費であります。1項1目保健衛生総務費、説明欄の保健衛生総務費につきましては、2節から4節において人件費を補正するとともに、22節において令和元年度長崎県健康増進事業の精算返納金を3万8,000円増額するものでございます。

次の母子保健事業費につきましては、2節において会計年度任用職員の報酬が不足するため、27万7,000円を増額するもので、その次の国民健康保険事業費につきましては、2節及び3節において人件費を補正するものでございます。

次の2目予防費につきましては、乳幼児のウイルス性胃腸炎予防のため、ロタウイルスワクチンの接種が10月1日から予防接種法に基づく定期接種となることから、10節及び11節にその事務費を、そして12節にロタウイルスワクチンの予防接種委託料を115万1,000円増額するもので、22節では令和元年度の感染症予防接種事業費の精算返納金を13万7,000円追加するものでございます。

次の6目新型コロナウイルス感染症対策事業費、説明欄の新生児特別定額給付金事業費につきましては、国の特別定額給付金の対象とならない来年3月31日までに生まれた新生児に1人当たり10万円を給付するもので、1節に会計年度任用職員の報酬を、10節及び11節に事務費を、18節に90人分の給付費を計上するものでございます。次のページをお願いいたします。

6 款農林水産業費であります。1 項 1 目農業委員会費及び次の 2 目農業総務費につきましては、こちらはどちらも人件費の補正でございます。

次の 5 目農地費、説明欄の用排水路事業費につきましては、木場郷の用水路の補修や五反田郷のパイプラインの補修工事への補助金の支出によりまして予算が不足しましたので、今後の支出を見込み、1 8 節に 4 万 9, 0 0 0 円を増額補正するものであります。

次の農業水路等長寿命化・防災減災事業費につきましては、ため池のハザードマップ作成に係る県補助金の追加交付があったことから、マップ作成を当初の 4 か所から 1 0 か所に変更することとし、その作成委託料を 1 2 節で増額するものであります。なお、全額が県の補助となります。

次の 6 目新型コロナウイルス感染症対策事業費、説明欄の肉用牛経営基盤維持支援事業費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で枝肉価格が下落する中、生産者の経営体質強化に向けた取組を支援するため、肥育牛一頭当たり 1 万円を補助することとし、8 0 0 頭分を計上するものであります。

次の 2 項 1 目林業総務費、説明欄のながさき森林づくり担い手対策事業費につきましては、森林組合職員の福利厚生費を助成するものでありますが、東彼杵郡森林組合職員の福利厚生費が増額見込みとなり、その不足額を増額するものであります。なお、3 分の 2 が県の補助となります。

次の 3 項 3 目漁港建設費、説明欄の漁村再生交付金事業費につきましては、川棚西部漁港三越地区整備工事は既に工事を完了しておりますが、工事後に周辺地域への影響が見られ調査が必要となりましたので、その調査委託料を計上するものであります。次のページをお願いいたします。

7 款商工費であります。1 項 1 目商工総務費につきましては、こちらは人件費を補正するものでございます。

次の 3 目観光費、説明欄の観光費につきましては、2 7 節において観光施設事業特別会計の補正に合わせ繰出金を増額するもので、次の長崎県 2 1 世紀まちづくり推進総合補助金事業費につきましては、こちらは予算の組み替えであります。新型コロナウイルス感染症の影響により、1 2 節において当初計画しておりました訪日外国人消費拡大実証事業を取りやめ、1 0 節において外国語対応パンフレットの作成費を追加し、1 4 節において片島交流

拠点施設整備費を増額するものであります。

次の5目新型コロナウイルス感染症対策事業費、説明欄の宿泊キャンペーン事業費につきましては、本町への観光客の誘客を目指して、町内宿泊施設に宿泊する宿泊客の宿泊費の一部を助成するもので、県内宿泊客には一泊上限4,000円で2,500泊分、県外宿泊客には一泊上限2,000円で3,750泊分の補助に要する予算を18節に計上するものでございます。

次の観光施設情報発信整備事業費につきましては、新型コロナウイルス感染症収束後を見越した観光施設の基盤強化を図るため、観光ポイントにフリーWi-Fiを4か所整備するもので、13節で通信回線使用料等を29万5,000円、14節にフリーWi-Fiの工事費370万5,000円を計上するものであります。

次のインキュベーション促進事業費につきましては、新型コロナウイルス感染症収束後を見越した地域の魅力向上を図るため、栄町商店街の空き店舗を借り入れ、チャレンジショップなどに活用するもので、10節で光熱費や修繕料など45万円を、11節で火災保険料など1万円を、13節で2店舗分の借上料54万円を計上するものであります。

次の指定管理施設持続化事業費につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため休業を行ったくじゃく荘及びしおさいの湯の指定管理者に協力金を支払うもので、27節において休業期間の4か月分2,920万円を観光施設事業特別会計へ繰り出すものでございます。

次の住民生活支援事業費につきましては、新型コロナウイルス感染症により景気低迷が続く中、町民の経済支援のため、町内商店等で使用できる1人当たり2,500円分のクーポン券を配布するもので、クーポン券の封入作業などに行う会計年度任用職員の報酬を1節に17万6,000円、4節に社会保険料等を1,000円、8節に通勤手当を3,000円、そして10節にクーポン券の印刷費等を325万1,000円、11節にクーポン券の郵送料を264万5,000円、12節にクーポン券の換金委託料3,392万4,000円を計上するものであります。次のページをお願いいたします。

土木費であります。1項1目土木総務費につきましては、こちらも人件費の補正でございます。

次の2目新型コロナウイルス感染症対策事業費、説明欄の緊急対応型雇用創出事業費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で就労機会を失った町民を町の会計年度任用職員として一時的に雇用し、町道の草刈りなどを行うもので、2節に会計年度任用職員2名分の報酬を、3節に期末手当を、4節に社会保険料を、11節には新たに購入する軽トラックの保険料を、そして17節に作業用のトラック購入費を計上するものでございます。

次の2項2目道路維持費につきましては、10節で道路の街灯の修繕が必要になり、その修繕料を計上するもので、14節では当初予算で計上しました町道上組ダイラ線及び数石旭ヶ丘線の路肩改修工事に計画変更が生じ、その工事費の増額分を補正するものでございます。そして18節におきましては、地区が土砂の撤去作業などで使用する重機の借上げに対し、町から補助をしておりますが、その補助に不足が見込まれ増額補正するものでございます。

次の3目道路新設改良費、説明欄の道路新設改良事業費につきましては、7月豪雨で発生しました町道中倉線の災害箇所の復旧工事に合わせて、被災区間前後の拡張工事を行うこととし、14節に工事費600万円を計上するものでございます。

次の社会資本整備総合交付金事業費（新設改良）につきましては、こちらは予算の組み替えであります。町道上組西部線舗道設置工事において物件の再算定のための調査が必要となり、12節にその調査委託料を80万円計上し、14節の工事請負費から80万円を減額するものでございます。

次の3項2目ダム対策費につきましては、こちらも人件費の補正でございます。

次の4目用悪水路費につきましては、数石地区の日本ハムとクアーズテックとの間の水路に樹木が繁茂し、近接者から伐採するようお願いがっており、その伐採業務を12節に計上するものでございます。次のページをお願いいたします。

5項2目公園管理費、説明欄の感染症対策事業費につきましては、中央公園のクラブハウスの新型コロナウイルス感染症対策として空調の強化を図るため、空調機器を取り替えることとし、14節に工事費を計上するものであります。

6項1目住宅管理費でございます。こちらにつきましては10節で消耗品購入費に不足が生じたので、こちらを増額補正するものでございます。次のページをお願いいたします。

9款消防費であります。1項2目非常備消防費につきましては、長崎県市町村総合事務組合の消防団員安全装備品整備等助成事業の配分が決定しましたので、消防団員の安全装備品の購入費を10節に計上するものでございます。

次の5目災害対策費につきましては、川棚川の水位をリアルタイムに監視する河川監視カメラを4か所設置するもので、その工事費を14節に計上するものであります。

一番下の6目新型コロナウイルス感染症対策事業費につきましては、財源内訳を補正するもので、補正額の増減はありません。なお、こちらにつきましては、第4回補正につきましては、この新型コロナウイルス感染症対策の事業費につきましては、一般財源で見ることにしておりました。今回、地方創生臨時交付金を歳入の方に上げておりますので、そういうことが原因でこの財源の内訳が変わってきたものでございます。次のページをお願いいたします。

10款教育費であります。1項2目事務局費につきましても、こちらも人件費を補正するものであります。

次の3目新型コロナウイルス感染症対策事業費、説明欄の公立学校支援事業費につきましては、学校の臨時休業時の期間中にも切れ目のない学習環境を提供するため、GIGAスクール整備と連携して備品等を整備する事業で、10節でタブレットコンピューター769台分のタブレットのカバーの購入費など、こちらを514万7,000円、11節でモバイルルーターの通信費を64万1,000円、12節でICT支援員の追加派遣に要する経費345万円を、13節で既存タブレットコンピューターの再リース料55万6,000円、そして17節ではGIGAスクール整備の補助対象外のタブレットコンピューター及びモバイルルーターなどを購入する経費として224万円を計上するものであります。また、新型コロナウイルス感染症による臨時休業により不足した授業日数を確保するため、引き続き感染防止対策を徹底したうえで、夏季休業期間中に追加で授業日を設けたところでありま

す。そこで追加授業による保護者の負担を軽減するため、その間の給食費を町が負担するものとし、その経費を18節に311万4,000円計上するものでございます。

次の学校保健特別対策事業費につきましては、小中学校の新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、保健衛生用品等の購入をするもので、10節においてマスクやマウスシールド、非接触型体温計、消毒液などの消耗品購入費を、それとプール更衣室の換気強化のため換気扇の修繕費など226万7,000円を、17節で空気清浄器や手洗い蛇口用の自動水洗器の購入費など318万6,000円を計上するものでございます。なお、こちらの事業につきましては、地方創生臨時交付金ではございませんで、文科省の補助事業でございまして、補助は2分の1となっております。

次の2項1目学校管理費につきましては、3節では小学校の会計年度任用職員の期末手当において計上誤りにより予算が不足しており、その不足分を増額するもので、10節では職員室のプリンターをトナーなど購入するトナー方式から、使用枚数によって使用料が請求されるカウンター方式に変更したため、トナーの購入費を減額し、13節でプリンターの使用料を増額するものでございます。

そして11節では、トイレの改修工事に伴い仮設トイレを設置しておりますが、その汲み取り料の不足を見込み、増額補正するものでございます。

次の3目施設整備費につきましては、令和3年度に老朽化した石木小学校及び小串小学校の体育館トイレの改修工事を行うため、その実施設計費を計上するものでございます。

次の3項1目学校管理費につきましては、小学校と同様に3節で会計年度任用職員の期末手当の計上誤りによる不足分を増額補正するもので、10節では職員室のプリンターをカウンター方式に変更したため、トナーの購入費分を減額し、13節でプリンターの使用料の不足分を増額補正するものでございます。

そして11節では、GIGAスクールのセンターサーバーを中学校に設置することとなり、その光回線の通信料等を計上するものであります。次のページをお願いいたします。

4項1目社会教育総務費であります。こちらにつきましても人件費の補正

でございます。

次の2目公民館費につきましては、中央公民館駐車場の街灯に1か所点灯しない箇所があり、その取替工事費を計上するものであります。

次の5目新型コロナウイルス感染症対策事業費、説明欄の社会教育施設感染症対策事業費につきましては、総合文化センター及び勤労者体育センターの新型コロナウイルス感染症防止対策に必要な施設の改修や備品等を購入するもので、10節では消毒液や非接触型体温計の購入に35万2,000円を、12節では公会堂の入口やホールの抗菌処理委託料として271万5,000円を、14節では総合文化センターの手洗い器を自動水洗への切替工事費として51万円を、そして17節でサーモグラフィカメラや空気清浄機、図書消毒機の購入費として716万1,000円を計上するものであります。その次の図書室機能強化事業費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で不要不急の外出を控える中、在宅で過ごす時間を豊かなものとするため、図書室の蔵書充実を図るもので、図書購入費として10節に12万円を計上するものであります。

次の5項3目体育館管理費につきましては、令和2年度の前期施設点検で誘導灯の不備が指摘されましたので、その修繕費を計上するものでございます。

次の6項1目管理費につきましては、こちらも給食センターの人件費を補正するものでございまして、次の新型コロナウイルス感染症対策事業費につきましては、給食センターの調理業務において三密を避けて作業にあたるため、また、熱中症対策のため、空調設備を強化するもので、新たに調理室及び洗浄室にスポットクーラーを設置する工事費を計上するものでございます。次のページをお願いいたします。

11款災害復旧費であります。1項1目農地農業施設災害復旧費につきましては、7月の豪雨により農地5か所、農業用施設8か所の災害復旧費を計上するもので、8節に県への申請審査に係る旅費を、12節に災害箇所の測量設計業務費を、14節に13か所の災害復旧工事費を計上するものでございます。

次の2目林業施設災害復旧費につきましては、こちらも7月の豪雨により2か所の災害復旧費を計上するものでございまして、8節に県への申請審査

に係る旅費を、12節に災害箇所の測量設計業務費を、14節に災害復旧工事費を計上するものでございます。

そして一番下の2項1目公共土木施設災害復旧費につきましては、こちらも7月豪雨により12節で町道等の土砂撤去作業のため、委託料を増額するもので、14節では町道中倉線の災害復旧工事費を計上するものでございます。次のページをお願いいたします。

14款予備費でございます。1項1目予備費につきましては、歳入歳出の見合いにより1億734万7,000円を増額補正するものであります。

以上が歳出についてであります。次のページからは給与明細書をお付けしておりますが、こちらの説明は省略をさせていただきます。

続きまして歳入についてご説明いたしますので、8、9ページをお願いいたします。

8款地方特例交付金でございます。1項1目地方特例交付金につきましては、額の確定に伴い増額補正するものでございます。次のページをお願いいたします。

9款地方交付税であります。1項1目地方交付税につきましても、こちらも額の確定に伴い増額するものでございます。次のページをお願いいたします。

11款分担金及び負担金であります。1項3目農林水産業費負担金につきましては、農地農業施設災害復旧及び林業施設災害復旧に伴う地元負担金であります。次のページをお願いいたします。

13款国庫支出金であります。1項1目民生費国庫負担金、説明欄の介護保険低所得者保険料軽減負担金（過年度分）につきましては、令和元年度の精算により追加交付されるものでございます。

次の2項1目民生費国庫補助金、説明欄の障害者総合支援事業費補助金につきましては、歳出の障害者福祉費でご説明しました報酬改定に伴う障害者自立支援給付審査支払システムの改修に対応するもので、補助率は2分の1であります。

次の子ども・子育て支援事業費交付金につきましては、歳出の放課後児童健全育成事業及び子ども・子育て支援事業費の増額に対応するもので、次の保育対策総合支援事業費補助金につきましては、保育所運営事業費の増額に

対応するものでございます。

次の4目教育費国庫補助金、説明欄の学校臨時休業対策費補助金につきましては、学校給食において臨時休業期間の給食食材のキャンセルに係る違約金に対する国の補助で、補助率は4分の3であります。本町におきましては、既に給食の牛乳のキャンセル違約金を支払っておりまして、それに対し交付されるものでございます。

次の学校保健特別対策事業費補助金につきましては、小中学校の保健衛生用品等の購入に対する補助で、補助率は2分の1でございます。

次の5目総務費国庫補助金、説明欄の社会保障・税番号制度導入のためのシステム改修支援補助金につきましては、国外転出者によるマイナンバーカード等の利用に関し、住民基本台帳システムの改修に対応するもので、全額補助となります。

次の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、国の第二次補正予算により、本町の新型コロナウイルス感染症対策に対し交付される交付金でございます。上限額を計上しているところでございます。次のページをお願いいたします。

14款県支出金であります。2項2目民生費県補助金、説明欄の子ども・子育て支援事業交付金につきましては、国庫支出金と同様に放課後児童健全育成事業及び子ども・子育て支援事業の県費負担分で、次の保育対策総合支援事業費補助金につきましても、保育所運営事業費の県負担分でございます。

次の4目農林水産業費県補助金、説明欄の農業水路等長寿命化・防災減災事業補助金につきましては、ため池ハザードマップの作成に係る県補助金の追加決定分でございます。

次のながさき森林づくり担い手対策事業費補助金につきましては、森林組合職員の厚生福利費助成の増額に対応する県の補助で、補助率は3分の2となっております。

一番下でございますが、10目農水施設災害復旧費補助金につきましては、7月豪雨による農地農業施設災害に対応する県の補助でございます。次のページをお願いいたします。

17款繰入金であります。1項1目介護保険事業特別会計繰入金につきま

しては、川棚町介護保険事業特別会計の地域支援事業費などの精算に伴う一般会計からの繰出金の一部繰り戻しでございます。

次の3目後期高齢者医療特別会計繰入金につきましても、精算に伴う一般会計からの繰出金の一部繰り戻しでございます。

次の2項3目財政調整基金繰入金につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に充てるため、基金を6,356万円取り崩すことにしておりますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額により取り崩しが解消できると判断し、6,356万円を減額するものでございます。次のページをお願いいたします。

18款繰越金であります。1項1目繰越金につきましては、令和元年度の決算確定に伴い生じた純繰越金の追加でございます。次のページをお願いいたします。

19款諸収入であります。4項4目過年度収入につきましては、障害者自立支援給付費に係る国庫負担金の精算交付金であります。

次の5目雑入につきましては、消防団員安全装備品整備等助成金の交付決定がありましたので、追加するものでございます。次のページをお開きください。

20款町債であります。1項3目土木債につきましては、町道中倉線の拡張工事に係る起債でございます。

次の5目臨時財政対策債につきましては、借入額の確定に伴う増額でございます。

次の6目消防債につきましては、河川監視システムに係る起債の追加であります。

一番下の7目災害復旧債につきましては、7月豪雨による農地、農業施設、林業施設、公共土木施設に係る起債でございます。

以上で歳入の説明を終わります。続きまして4ページをお願いいたします。

第2表地方債補正でございます。この地方債補正の表につきましては、先ほど歳入で説明しました20款町債に対応するものでございまして、変更欄の補正前の限度額と補正後の限度額との差額及び追加欄の限度額の合計が29ページの町債の補正額と一致するものであり、限度額の合計を10億2,

860万4,000円とするものでございます。

以上が令和2年度の一般会計補正予算（第5回）の内容でございます。以上で説明を終わります。

議 長 ここで、しばらく休憩をいたします。

(11:16)

(…休 憩…)

(11:30)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 これから質疑を行います。堀田議員。

10番堀田 39ページの商工費の中の住民生活支援事業費の中でクーポン券が町民1人当たり2,500円ってなってますけど、その2,500円の根拠を尋ねます。

それともう1つ、45ページの災害対策費の中で河川カメラを4か所ってありますけど、この場所はですね、どこどこに設置されるのかお伺いしたいと思います。

議 長 総務課長。

総務課長 はい。私の方からまずご説明をしたいと思います。45ページの災害対策費、河川監視システム工事ということで今回計上しております。4か所の設置場所ではありますが、現時点ではおおよそのどこそこ付近ということでの説明でご了解いただきたいと思います。まず、川棚川のもので、川棚大橋から下流の方ですね、これは平島地区、下百津地区、こちらの水位を監視しようという箇所がまず1つ。そしてその次、その上がですね、川棚大橋から江川橋までの間、これを監視するという箇所に1か所。そして江川橋から上流を監視しようというものが3つ目。そして石木川倉本橋付近を監視しようという、この4か所を監視の地点ということですね、考えております。以上です。

議 長 産業振興課長。

産業振興課長 はい、質問にお答えします。2,500円の根拠はというご質問だったかと思います。まず、他市町においては1世帯当たり5,000円を支給をされた経過があります。その分を鑑みて、1人当たり2,500円。あと全体的にはですね、ほかの予算とを考慮して2,500円というこ

とで決めております。以上です。

議 長 ほかに。波戸議員。

1 3 番 波 戸 1 3 番波戸です。関連しますけども、そのクーポン券と申しますか、商品券ですかね、それを使える店舗っていうのは今までプレミアム商品券と同じになるんでしょうか、それとももう少し拡大されるんでしょうか。

議 長 産業振興課長。

産 業 振 興 課 長 はい、質問にお答えします。1 回目の川棚プレミアム付商品券で商工会において登録店の加盟店をしていただいたんですけども、その加盟店プラス今回町の方ですね、加盟店を募集しまして、店舗を拡大したいと思っておるところであります。以上です。

議 長 ほかに。田口議員。

8 番 田 口 3 5 ページに新生児の特別定額給付金の事業を計上されてますが、これは国の創生交付金の対象にはならないという説明ではありましたが、左のページの 3 4 ページには大部分の額が国県支出金の欄に計上されているので、どのような仕組みになっているのかをお聞きしたいと思います。

議 長 企画財政課長。

企 画 財 政 課 長 はい。この 1 0 万円の給付につきましてはですね、確認したところ、この分につきましては地方創生臨時交付金の対象になるという確認が取れましたので、そのような扱いで補助金の対象ということにしております。以上でございます。

議 長 ほかに。山口議員。

6 番 山 口 2 点お尋ねしたいんですけど、1 点目はですね、2 9 ページのですね、いわゆる公用車の導入でですね、公用車の運転手の報酬が 3 2 万 4, 0 0 0 円ということで、年度内雇用職員の給与にしてはちょっと 3 2 万 4, 0 0 0 円って低いのかなと。だから逆にこの雇用形態っていうのはどうされるのか。必要に応じて委託みたいな形で募集されるのかですね。その形態を 1 点お尋ねしたいということと、それから、金額的にはですね、補正はないんですけども、3 1 ページのですね、国勢調査についてですが、これの調査員がですね、個別訪問その他するわけですけども、これに対するコロ

ナの対策その他はやってるのかどうか。無条件でそのまま訪問してですね、おそらく調査票というのは回収かネットかもしくは郵送か、この3つになるんじゃないかと思いますが、今までの例からいってですね、その個別訪問するときのコロナの対策っていうのは実際やられているのかどうか、調査員に対してですね、この2点をお尋ねしたいと。

**議**            **長** 総務課長。

**総務課長** はい。まず公用車運転手の報酬でありますけれども、これはですね、既に実施の町に聞き取りを行いまして、おおよその傾向というものを参考にさせていただいております。それですね、一日当たり6時間、これを週に3日程度、車両の導入が11月ぐらいから始まるであろうと考えておりまして、11月から3月まで、これが大体20週あります。ですから、時間給の6時間かける3日かける20週ということで出したのがこの32万4,000円の内訳、積算根拠であります。

そして先ほど、国勢調査の件であります、これが今回の国勢調査にしましては、コロナウイルス対策というものもいろいろと示されております。ですから従来は個別訪問ですね、これを行っておりましたが、これを玄関口で渡すだけとかですね、そういった指示がかかっております。それとあと今度ですね、調査票の回収にあたってはですね、インターネット回収、インターネット提出だったか、ちょっと言葉は今正確には思い出せないんですけども、インターネットによる調査票の提出、あるいは郵送提出、これを推進しようということで今呼びかけが行われているところであります。以上のような対策はとられております。

**議**            **長** 毛利議員。

**3 番 毛利** 関連でお尋ねします。先ほどの公用車の件ですけども、備品購入費のこの429万8,000円ですか、これが車両代かと思えますけど車種は何でしょうか。

**議**            **長** 総務課長。

**総務課長** はい。一応想定しているクラスということでご了解いただきたいんですけども、トヨタのヴェルファイアクラスというくらいを想定をしております。ただ、これがですね、その車種になるかどうか、それはまだあくまで参考ということでご認識いただければと思います。以上です。

**議 長** ほかに。小田議員。

**7 番 小 田** はい、7番小田です。37ページ、漁村再生交付金事業です。三越地区で周辺地域に影響を与えたためにその調査をするというふうにお聞きしたんですけども、実際どのような影響が発生して、どのような調査をするのかお尋ねします。

**議 長** 産業振興課長。

**産業振興課長** はい、質問にお答えします。三越地区の工事につきましては、繰越しをもって令和2年度に完了をしておるところであります。工事をする前に実際事前の家屋調査等を行っております。その工事によって大型車両等が通ったりしますので、工事完了後1年未満に影響が出たところについては再度事後調査といたしますけども、調査を行って、もしそこに影響があれば補償をするという仕組みになっております。現在壁にひびが入ったり、あと家屋の外でいいますと、土間あたりにひびが入ったりというアンケート調査を行っておりますけども、そこにそのように記載があつておるところであります。以上です。

**議 長** ほかに質疑は。山口議員。

**6 番 山 口** はい。41ページのです。緊急対応型の雇用創出事業費で、コロナによって職をなくした方を2名ほど採用して、町道等の草刈りその他ということなんですけども、この場所はですね、いわゆる町そのもので調査されるのか、それとも地区によってはこういうところをしていただきたいとかですね、そういう要望もあると思うんですけども、それは、その場所の選定その他はどういうふうな形でされるのかですね、お尋ねをしたいと思います。

**議 長** 建設課長。

**建設課長** はい。この緊急対応型雇用創出事業で会計年度任用職員を雇いますけれども、まずはですね、今町の方で把握している場所を行っていただいて、その後にはですね、地区からの要望等もいろいろあつてますので、今の時点でもあつてますし、今後そういう要望が出たところについてもですね、実施していきたいと思っております。さらにですね、今回台風の影響でかなり側溝等もですね、いろいろなごみが詰まっているところもありますので、人で対応できる部分についてはですね、そこについても実施していきたい

いというふうに考えております。以上です。

**議 長** ほかに質疑はありませんか。小谷議員。

**2 番 小 谷** 3点まとめてお聞きします。39ページになると思いますが、まず1つ目がW i - F iの整備事業ですけども、全協説明であった分は、くじゃく園とキャンプ場と交流広場と海水浴場ということで、その4か所を聞いておりますが、場所がこのままこないだの説明の場所のまんまになっているのかどうかっていうのと、あとキャンプ場とかに関しましては、オートキャンプ場よりも一般キャンプ場の方が今現在多分、利用客の方は多いと思うんですけども、そこら辺ちょっと数字見てないんでわからないんですけども、そこら辺どのように検討されたのかというのをちょっとお聞きしたい点が1点目です。

次に2点目が、先ほど出ましたクーポン券の件ですが、加盟店を増やすということですが、前回のプレミアム商品券のときは商工会の会員以外の方が加盟する場合は3万円の負担がいるということになっておりましたけども、その新しく加盟する場合のその負担金というのはどうなっているのか、そこをお願いいたします。

3つ目が、指定管理施設の持続化事業費ですけども、これも説明のときに休業された分の4か月分ということですけども、くじゃく荘で580万円の4か月、しおさいで150万円の4か月ということで説明を受けておりますが、この580万円と150万の算定根拠というものがどのような分で見られているのかっていう部分と、3月に2,000万の貸付金を出しておりますけども、これと合わせて約5,000万近くなりますが、今後の見通しっていうものもなかなか立てるのは難しいと思いますが、指定管理の更新をする際の事業計画ということは、もうほとんどなくなってる状態になっていると思いますが、今後の計画等どのように見ておられるのか、そこら辺の考え方をちょっとお聞きしたいと思います。

**議 長** 産業振興課長。

**産業振興課長** はい、質問にお答えいたします。まずW i - F iの設置場所についてのご質問であったかと思っております。現在担当で考えておるのは、大崎くじゃく園と大崎キャンプ場、大崎交流広場、海水浴場、この4か所に考えております。詳細につきましてはですね、再度現地を調査して、設置場所を

確認するようにはしておるところであります。

あと、2番目のクーポン券の登録料についてのご質問であったかと思えます。今回のこのクーポン券につきましては、町民に対しての経済支援対策として行うものでありまして、町の方で募集をとって登録店を決めるっていう手段をとっております。ですので、登録料をいただくようなことはしてはおりません。

それと3点目の指定管理施設持続化事業の関連について、580万と150万円の根拠はということの質問であったかと思えます。これにつきましては4月分、5月分の経常収益を平均をしまして、くじゃく荘につきましては580万、しおさいの湯につきましては150万を出してその4か月分をかけて算定をしているところであります。あと今後の運営について、どういったことで計画をされるかっていうご質問だったかと思えますけども、今現在第2波、第3波という形でですね、コロナもちょっとこう他町では出てはきておりますけども、現在くじゃく荘につきましても宿泊客の予約がきているところあります。ですので、このまま集客ができればいいなというところではしかちょっと今担当の方ではですね、そのように思っているところではあります。ただ、今後どのようにまたコロナが進んでいくかというところはちょっとわかりませんので、まだその点については検討はしておりません。以上です。

**議**            **長** 田口議員。

**8 番 田 口** 関連してクーポン券のことを聞きますが、今町が独自に加盟店を登録をするというような仕組みが説明されましたけれども、この予算の中に換金の委託料として3,392万4,000円とこうなっておりますけれども、その町が登録した加盟店についての換金というものはどのような仕組みでなされるのでしょうか。

**議**            **長** 産業振興課長。

**産業振興課長** はい。1回目のプレミアム付商品券の折には、商工会の方から要請がありまして、商工会の方に補助として行っているところあります。そのときの登録店プラス今回町が募集する登録店についての換金につきましては、商工会の方に換金の委託をするという方法をとっています。以上です。

**議** **長** ほかに。高以良議員。

**9 番 高 以 良** はい。29ページ、公用車の件でお尋ねしたいんですが、これは町長の公用車ということでしたが、完全な町長専用の公用車ということになるのか、あるいは例えばほかの職員等が出張するなどのときにも利用可能なのかどうかということをお尋ねしたいと思います。それとその運転手については、やはり運転技能とか、ちょっと条件が少し厳しくというかな、ある程度の条件を付けた方がいいとは思いますが、雇用の仕方について、その特定の人を雇用するのか、あるいは一般的な会計年度任用職員のような募集を考えておられるのか、そこら辺についてお尋ねします。

**議** **長** 総務課長。

**総 務 課 長** はい。まず1点目の今回購入する公用車ですね、町長専用であるかというご質問でありますけれども、これは町長専用ではなくてですね、広く空いているときは職員で、例えば乗り合わせであるとか、利用に供したいということで考えております。ですから当然議会においてもですね、そういう出張等ありましたら、空いてるときはご活用していただきたいということで考えております。

そしてその運転手でありますけれども、今回ですね、例えば運転免許の技能であるとか何とか、そういうのもいろんな検討の余地があると考えております。そして会議の出張もですね、あくまで先ほど予算の説明では週3回程度ということでしたけれども、この頻度っていうのは非常にやはりまちまちではあるようです。ですから、会議があるとか出張があるとか、そういう必要に応じて出られる体制を組まないといけませんので、そうした中で1人になるのか複数になるのか、これもちょっとまだ検討を要するかと思います。そして今回会計年度任用職員で募集をかけますので、これはまず基本原則として、公募によって募集を図りたいと考えております。その中でいろいろ、経験のある方とか何とかですね、人づてに聞いたりすればお声をかけるということはあるかと思いますが、基本的には公募をかけて募集の機会は公平にということ考えております。以上です。

**議** **長** ほかに。初手議員。

**4 番 初 手** それでは質問をいたします。まず29ページ、行政IT化推進事業費という中に入ると思うんですけども、ホームページの更新をしてい

かれるということでありました。今までもいろんな一部変更とかっていうのが必要ではないかとかっていうのがあったと思うんですけども、これ今後どういうふうな工程といいますかね、流れ、あるいはその業者を選ぶ手法とかいろいろあると思うんですけど、実質的にいつ頃完全な更新ができるか、その辺の手法と見通しについてお尋ねをしたいと思います。

それからあと1点は教育委員会の関係ですけども、オンライン学習環境整備事業というのがあります。ちょっと流れ的によく把握ができない面がありますので、今からこれが可決をされて実際にスタートをして、じゃあいつぐらいから実施できるのか、わかる範囲、どういった課題があるか、そういった面を含めて教えていただければというふうに思います。以上2点でございます。

**議 長** 総務課長。

**総 務 課 長** はい。まず最初にご質問があったホームページの更新、これに関して手法と見通しということのご質問であったかと思えます。手法につきましてはですね、こちらで現在のホームページの課題、例えば画面が狭い、スマートフォンに対応してない、更新作業が非常にやりにくいという、こういったものの解消をですね、仕様の中でいろいろと定めてまいります。そしてその中で利用者にとって見やすく使いやすいサイトの構成、ページデザインの構築、そして当然スマートフォンに対応していること、そして利便性が図られること、そして災害時における迅速な情報発信ができるように、そういったいろんなこちらが意図するものをですね、仕様書の中で表しまして、それでプロポーザル方式、提案型の方式で業者の方に募集をいただいて、それを選考してこちらの意図にかなうもの、そして当然経費の問題もあります。そこで折り合いがつくもの、そういったことを総合的にですね、評価をして業者選定を行ってまいりたいと考えております。ですから、基本的にはそういった仕様を、作業が終了しましたらホームページの公募において募集をかけたいというふうに思っております。そして今後の見通しでありますけれども、まず募集があって応募があってそれを選考する、そして決定するという、これにそれなりの時間を要します。それから業者の決定から作り込みという、実際に契約をして作り込みということになってまいります、一般的な例で言いますとですね、やはりそれなりの日数を要するようであり

ます。これはあまりにも期間を短くすると経費的に割高になってしまいか、そういう問題がありますので、こちらで想定してるのはですね、やはり3月末ぐらいまでかかるのではなかろうかなと、そういうことで考えております。以上です。

**議 長** 教育次長。

**教 育 次 長** はい。初手議員の方からご質問いただきました、オンライン学習環境の整備の今後の見通しということでのご質問にお答えいたします。まず、教育委員会の方では今年度の事業として当初予算でこれまで学校で整備をしてきましたICT機器の更新、それとGIGAスクール構想に伴う高速通信環境の整備、これは学校4校ですね、それから1人1台のタブレットパソコンの配備、こういったものが予定をされていたところです。しかしながらコロナの影響の中で学校が休業になるというような状況になりまして、今後休業期間中においてオンラインでの学習、あるいは授業ができるような体制を整えていく必要があるということで、今回それぞれの整備に係る費用をコロナの地方創生交付金等を活用しまして整備を進めているところでございます。今現在では、町でこれまで整備してきたICTの更新、これは完了したところです。それから各学校における高速通信のLANの整備、これも概ね完了となっております。今後は1人1台のタブレットパソコンの購入、それからオンライン学習ができるような整備としまして、授業を配信する場合のWEBカメラとかですね、そういった通信のための費用、設備、それから遠隔で通信環境がない児童生徒に対するモバイルルーターの整備、こういったものを年度内で行って整備をしていくということで考えております。それからオンライン学習なりを実施していくためには、ICT機器の活用、こういったものを学校の先生方が活用できるようにスキルアップのためにですね、今回、今年度中はICTの支援員を各学校週に2日ずつ配置してですね、その支援にあたってそのスキルアップをしていこうというようなことで今ICTの支援員まで雇用が進んだところです。

今後の状況としましては、年度内でこういった環境を整えるってということと、ICTの支援員をうまく活用して学校での先生方のスキルアップ、こういったものを年度内です、できる限り実施をしたいということで思っております。オンライン学習が実際どのように実施をするかというのは、まだ

まだいろんなことをですね、学校とも打ち合わせをしていく必要があるかと思えますし、休業に備えてやはりできる環境をいち早く、年度内では整えていけるようなですね、ことはやっていきたいということで考えております。ただ、整備それから先生方のスキルの向上、こういったものを年度内でですね進めていきたいということで考えているところです。以上です。

**議 長** ほかに。産業振興課長。

**産業振興課長** すいません、先ほど小谷議員からくじゃく荘としおさいの、その根拠をどのようにして出したかっていうご質問の中で、私が答えたのが4月分、5月分の経常利益を平均してっていうふうにお答えをさせていただいております。その内容につきましてですね、4月分で約640万のマイナスが、利益としてはマイナス640万、そして5月分につきましてはマイナス520万の経常利益っていうふうになってます。その分を平均して580万ということを出しております。あと、しおさいの湯につきましては、4月がマイナス140万程度ですね。そして5月が150万程度のマイナス、その平均値でマイナスの150万ということで、その分を4か月分ということにしております。以上です。

**議 長** 福田議員。

**1 番 福田** はい。39ページのインキュベーション促進事業費の件ですが、これ説明書では新規起業家ということで、募集はどういうふうにされるのかということと、予算の内訳の中で、8か月分というのがありますが、これは次年度に繰越しができるのかということをお聞きします。

それともう1点は、15ページの新型コロナ感染症対応の地方創生臨時交付金2億1,700万でこの事業に関する歳出の方では、合計で1億8,700万、2億1,700万は上限額ということで先ほど説明がありました。その事業費、20事業で1億8,700万、これの差引き3,000万円は今後何か事業をできるのか。以前お聞きしたところでは9月末までに事業計画を出すというふうなお話でしたので、追加事業を出すのか、そこをお聞きします。

**議 長** 企画財政課長。

**企画財政課長** はい。地方創生臨時交付金に関するご質問でございますが、今回のこの第5回補正予算におきましては1億8,000万程度ということ

で上げておりますが、実は第4回の補正におきまして、この第二次の交付金の分の事業費を上げておりまして、そちらの方は一般財源で上げておりました。ですので、今回のこの補助金を上げることで、そちらの方の第4回の分の一般財源で対処していた分を充てるということでございまして、そちらの方に充てると、第4回の分に充てると、この交付金の分をですね、ですので財政調整基金の方を減額したということでご説明したところでございます。ですので、今後追加事業というのは今のところは想定していないということでご理解いただければと思います。以上でございます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 産業振興課長。

**産業振興課長** はい、質問にお答えします。39ページのインキュベーション促進事業費、まず応募等につきましてはホームページ等で周知を図るよう考えております。あと、もう1つの8か月で予算をみているということでしたが、すいません、ここで全協があったときの資料の中には8か月というふうにあげてはあったんですけども、実際今回の予算計上につきましては6か月でみております。予定としましては年度内で終わるように考えております。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 福田議員。

**1 番 福田** であるならば、資料では100万だったんですけど今回も100万ですので、6か月分に減った分で何が増額になって100万同じ額になったのかお聞きします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 産業振興課長。

**産業振興課長** すいません、詳細をちょっと確認を、後ほど答えたいと思います。

**議** \_\_\_\_\_ **長** ここで、しばらく休憩をいたします。

(12:11)

(…休 憩…)

(13:20)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** ここで福田議員の質問に対する答弁をまず受けたいと思います。産業振興課長。

**産業振興課長** はい。午前中の福田議員のご質問にお答えをいたします。全

協での説明時に8か月と表示をしておいた件についてなんですけども、まず当初ですけども、空き店舗の想定としまして、栄町の空き店舗2店舗を借入れを行うように計画をしておりました。ただ、全協で説明が終わったあとにですね、うち1店舗について他社との契約が成立したとの連絡を受けております。その後、栄町商店街の中の空き店舗について所有者と協議をして、合計2か所の空き店舗においてこの事業を進めるように計画をいたしております。そのときに全協でその説明をした中では、8月から3月までの間の8か月を計画をしておいたところではありますが、その後新しく店舗が変わりましたので、その所有者との協議等も行っており、10月から6か月間の契約ということにしております。ただ、店舗が変わりましたので、当初の計画よりも家賃と、あと店舗の修繕等に費用を要するようになりましたので、10月から3月までの6か月分の経費として100万を計上しておるところであります。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** ほかに質疑はありませんか。田口議員。

**8 番 田 口** はい。29ページに自衛隊の要請に応じて、29ページの諸費のところですが、個人情報保護審査会を開くことになったという説明であります。10万8,000円ですね。その自衛隊からの照会というものは、自衛隊からの照会があるたびに個人情報保護審査会を開くというものなのかどうか、それとその自衛隊からの照会というものは、度々くるものなのかどうか、どういったような性質の照会なのかということをお聞きしたいと思います。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 総務課長。

**総 務 課 長** はい。ご質問の個人情報保護審査会についてお答えいたします。まず争点となっておりますのがですね、自衛隊の照会ではありませんで、自衛隊への情報提供を審議していただくというものであります。といいますのは自衛隊法においてですね、防衛大臣が市町村に対し必要な報告又は資料の提出を求めることができるというのがあります。これは何かといいますと、自衛官の募集に関しましてですね、大体適齢年齢の住民基本台帳に登載されているもの、その情報を提供するというそういうやり取りが定期的に毎年行われます。しかしながら住民基本台帳においてはですね、そのことがどういった手段で提供するのか、その辺明確には出されておらずで、

これが各市町村いろいろ取り扱いが異なる点、ケースが出ております。ですから実際に名簿を閲覧に供するというやり方であるとか、実際名簿を出力して提供するとか、いろんな形態が市町村によってまちまちな形態がとられているそういう状況になります。このことについてですね、本町では取扱いについて個人情報保護審査会、本町の個人情報保護条例におきましてそういう個人情報保護審査会においてですね、取扱いについて審議をして結論をきちんと出そうということで考えまして、その分を今回審議会の開催、委員報酬であるとか、旅費であるとか、会場の賃借料であるとか、そういったものを用意したわけでありまして、ですから、この個人情報保護審査会、これは共同設置をしております、町村会において設置をしております。そしてそこを開催していただくときは、その審査を申し出た市町村の負担とするとなっております、その分を用意したということです。ですから基本的にはですね、今回審査会において審議をしていただいて、一定の答申をいただいて、それで本町としての取り扱い方針を明確にしようと、そういうことの手配であります。以上です。

**議 長** ほかに。小田議員。

**7 番 小 田** はい。49ページにあります、社会教育施設に感染予防対策事業としてですね、全協での説明資料を見ますと、今のところ町のイベントごとく中止されております。その中でですね、総合文化センターとか勤労者体育センターに配備をするために、サーモグラフィカメラとか空気清浄機を入れられるように説明を受けておりますけども、実際今後のですね、町としてのイベントのやり方、どういうふうな対策をしてどういうふうなイベントをやっていこうかというふうな、その考え方をお尋ねいたします。

**議 長** どなたが答弁されますか。町長。

**町 長** はい。担当課長が誰も手を挙げませんので、私が答弁になるかどうかと思いますが、まずイベントの開催については、現在このコロナ禍においては国の方で一定基準が示されておきまして、いわゆるソーシャルディスタンスを確保しながらイベントを開催するよとということ、例えば屋内にあっては収容人員の2分の1、あるいは5,000人未満というのが示されております。最近の情報によりますと、例えばプロ野球観戦におきましても、5,000人未満というのはもう撤廃しようかというような状況

であります。しかし収容人員の2分の1以内というのは、これはこれからも続けていこうというような動きがあっているようです。そういった中で、今後川棚町がイベントを開催する場合には、やっぱりそのイベントの目的であるとか、要は今コロナ禍で開催しなければならないのかどうかの判断をまずして、どうしても開催しなければならないということであれば、そういった基準をしっかりと確保しながら開催をしていかなければというふうに思っています。まず、要は今言いましたように、このコロナ禍の時代でそこまで危険を冒して開催するイベントなのかということをしちんと捉えて進めていきたいというふうに思っております。もう少し具体的に、例えばこれまで開催してきたイベントを今後どうするのかという具体的な質問があれば、またそれに対して考え方をお答えしていきたいと思っております。以上でございます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** ほかに質疑はありませんか。堀池議員。

**5 番 堀 池** 51ページで災害復旧費、農林の関係だと思っておりますけども、かなり大きな額になってます。これは農地農業施設災害復旧費3,600万、林業施設災害復旧費2,200万、大体どういうところがどういう被害だったのか、もしわかりましたらばお願いしたいなど。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 産業振興課長。

**産業振興課長** はい、質問にお答えいたします。7月の梅雨前線豪雨によりまして、各施設の災害を受けております。まず農地につきましては、田畑について5か所、下組、野口、中山、猪乗、木場地区において災害を受けております。あと農業用施設、農道、水路になりますけども、これは6か所です。地区としましては新谷、白石、下組、中山、岩屋地区で発生をしております。今言いました箇所につきましては、補助災害に乗るというところがあります。あと単独災の、これ単独災って被災額が40万未満が単独災になりますけども、この単独災については農業用施設の水路が2か所被災をしております。小串、中山になります。

それと、林業災害についてなんですけども、これも6月と7月の梅雨前線豪雨によりまして、新谷地区の裏山が1件と、あと白石地区の裏山が1件の計2件が崩壊をしているところであります。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** ほかに質疑はありませんか。小谷議員。

**2 番 小 谷** ページで言えば52、53になるんですが、予備費の1億7

34万7,000円ですけども、この1億以上の分の予備費に充てる分の財源といたしますか、これはどこからどうなってきたのかっていうのをちょっと説明していただいてよろしいでしょうか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 企画財政課長。

**企画財政課長** 小谷議員のご質問にお答えいたします。基本的には歳入歳出の見合いでそれだけの額が上がってきているんですけども、大きなものとしては、やはり歳入の方の19款の繰越金ですね。令和元年度の決算に伴いまして、4,800万入ってきていると、それがそのまま予備費の方の積み上げに上がっていったというふうなものが一番大きいものでございまして、その他についてはですね、歳入歳出の中で積み上がるものが出てきたということをご理解していただければというふうに思います。以上でございます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第45号「令和2年度川棚町一般会計補正予算（第5回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議** **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第45号「令和2年度川棚町一般会計補正予算（第5回）」は、原案のとおり可決されました。

(13:37)

**議** **長** 次に日程第6、議案第46号「令和2年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

**町** **長** 議案第46号「令和2年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）」について提案理由をご説明いたします。

今回の補正は歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,243万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億4,255万5,000円にしようとするものであります。

なお、補正の詳細につきましては、健康推進課長から説明いたしますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

**議** **長** 健康推進課長。

**健康推進課長** はい。それでは補正予算の内容につきまして、事項別明細書でご説明をいたします。歳出からです。8ページ、9ページをお開きください。

8款諸支出金、1項1目一般被保険者保険税還付金につきましては、遡及喪失に伴う還付金の増により増額補正をするものでございます。次のページをお願いします。

9款予備費、1項1目予備費につきましては、歳入歳出の見合いによる増額補正であります。歳入を説明します。6ページ、7ページをお開きください。

7款繰越金、1項1目その他繰越金につきましては、前年度繰越額の確定による増額補正であります。以上で説明を終わります。

**議** **長** これから、質疑を行います。ありませんか。

「なし」の声あり

**議** **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議 長** 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議 長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第46号「令和2年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議 長** 異議なしと認めます。したがって、議案第46号「令和2年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）」は、原案のとおり可決されました。

（13：40）

**議 長** 次に、日程第7、議案第47号「令和2年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

**町 長** 議案第47号「令和2年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ92万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,115万5,000円にしようとするものであります。なお、補正の詳細につきましては、健康推進課長から説明いたしますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

**議 長** 健康推進課長。

**健康推進課長** それでは、補正予算の内容につきまして事項別明細書で説明をいたします。歳出からです。10ページ、11ページをお開きください。

1款総務費、1項1目一般管理費につきましては、制度見直しによる後期

高齢者医療システムの改修に伴う増額補正であります。次のページです。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、広域連合への納付金の増額補正であります。次のページをお開きください。

3 款諸支出金、2 項 1 目他会計繰出金につきましては、元年度の精算による事務費等分を一般会計へ返還するものであります。次に歳入を説明します。6 ページ、7 ページをお開きください。

3 款国庫補助金、1 項 1 目後期高齢者医療制度円滑化運営事業費補助金につきましては、先ほど説明しましたシステム改修にかかる費用につきまして、同額を増額補正したものであります。次のページをお開きください。

5 款繰越金、1 項 1 目繰越金につきましては、前年度繰越額の確定による増額補正であります。以上で説明を終わります。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これから、質疑を行います。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** よろしいですね。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 4 7 号「令和 2 年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

**議 長** 異議なしと認めます。したがって、議案第47号「令和2年度川棚町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）」は、原案のとおり可決されました。

(13:44)

**議 長** 次に、日程第8、議案第48号「令和2年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第1回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

**町 長** 議案第48号「令和2年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第1回）」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,032万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億4,532万3,000円にしようとするものであります。

なお、補正予算の詳細につきましては、健康推進課長から説明いたしますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

**議 長** 健康推進課長。

**健康推進課長** それでは、補正の内容につきまして説明をいたします。事項別明細書12ページ、13ページをお開きください。

4款1項1目介護予防・日常生活支援総合事業費及び2目包括的支援事業・任意事業費につきましては、人件費に伴う増額補正であります。次のページをお開きください。

6款諸支出金、1項1目第1号被保険者保険料還付金につきましては、所得更正及び新型コロナウイルス感染症の影響による減免に伴う元年度分の還付金であります。

2目償還金につきましては、元年度精算に伴う国、県及び社会保険診療報酬支払基金への返納金でございます。

2項1目一般会計繰出金につきましては、令和元年度の地域支援事業費及び事務費等の精算に伴う一般会計への繰戻金でございます。次のページをお開きください。

7款予備費、1項1目予備費につきましては、歳入歳出の見合いによるも

のでございます。歳入を説明します。6 ページ、7 ページをお開きください。

5 款 県支出金、1 項 1 目 介護給付費負担金につきましては、元年度介護給付費負担金精算に伴う追加交付であります。次のページです。

8 款 1 項 1 目 低所得者保険料軽減繰入金につきましては、元年度精算に伴う追加繰入れであります。次のページです。

9 款 1 項 1 目 繰越金につきましては、前年度繰越額の確定による増額補正であります。なお、この繰越金には歳出 6 款 諸支出金で説明しました国、県等への償還金分も含まれております。以上で説明を終わります。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これから、質疑を行います。ありませんか。

(発言なし)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 48 号「令和 2 年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第 48 号「令和 2 年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 回）」は、原案のとおり可決

されました。

( 1 3 : 4 9 )

**議 長** 次に、日程第 9、議案第 4 9 号「令和 2 年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第 2 回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

**町 長** 議案第 4 9 号「令和 2 年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第 2 回）」について提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 3, 2 5 3 万 9, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 1 億 3, 4 5 3 万 9, 0 0 0 円にしようとするものであります。

なお、補正の主な内容は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に係るものであり、詳細につきましては、産業振興課長から説明をいたしますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

**議 長** 産業振興課長。

**産業振興課長** はい。それでは、補正の内容につきましてご説明をいたします。歳入からご説明をしますので、6 ページ、7 ページをお開きください。

1 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金 3, 2 5 3 万 9, 0 0 0 円の増額につきましては、このあとにご説明をいたします歳出の増額分について、一般会計からの繰入金を増額するものであります。次に歳出を説明いたしますので、次のページをお開きください。

1 款観光施設事業費、1 項 1 目管理費の説明欄の国民宿舎管理費及び大崎温泉管理費につきましては、1 2 節の委託料であります。新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、施設の閉鎖を行った指定管理事業施設である国民宿舎くじゃく荘及びしおさい湯の収益の減少に対して影響額相当分を、休業等協力金として支出するものであります。

次に 1 款観光施設事業費、1 項 2 目改良費の説明欄の国民宿舎改良費につきましては、1 4 節の工事費であります。国民宿舎で稼働する 2 基のエレベーターの修繕工事に係るものであります。この施設につきましては、開設当時から稼働をしており、2 2 年が経過をいたしております。経年による不具合によりまして、昨年度は基盤等の交換を行っておりますが、今年 8 月の定期点検におきまして電圧等に不具合があるとの報告を受けております。安

全性を考慮し、早急に対処したく緊急工事を行うため増額補正をするものがあります。

次に説明欄の大崎温泉改良費につきましては、14節の工事請負費であります。現在発注をしておりますしおさいの湯温泉源水中ポンプ改修工事については、定期的なポンプのメンテナンスに合わせて、温泉水をくみ上げたあとの回復量が低下傾向にある水源の安定した湯量を確保するための揚水管延長工事を実施しているところではありますが、そのポンプを引き上げ、分解をしたところ、水位低下によるポンプへの負荷が原因とみられる不具合が確認をされております。当初予定をしておりました部品交換以上の部品及び作業が必要となったことにより増額補正を行うものであります。

以上で説明を終わりますが、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これから、質疑を行います。よろしいですか。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第49号「令和2年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第2回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第49号「令和2年度川棚町観光施設事業特別会計補正予算（第2回）」は、原案のとおり可決されました。

(13:55)

議 長 次に、日程第10、議案第50号「町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第50号「町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例」について、提案理由をご説明申し上げます。

平成29年の地方自治法等の一部を改正する法律が令和2年4月1日から施行されたことに伴い、地方公共団体の長などが当該地方公共団体に対する損害賠償責任を負うこととなった場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、政令で定める基準を参酌して、損害賠償責任の一部を免責する条例を定めることにより、損害賠償責任の一部を免責することが可能になりました。

この地方自治法の改正は、住民訴訟制度の対象となる地方公共団体の長や職員等の損害賠償責任においては、職務執行上、重大な過失がない場合であっても、首長や職員等が個人責任として莫大な賠償責任を負うことがあり、そのことについては、関係訴訟の最高裁判決において裁判官補足意見として、通常個人責任論の考えからみて困難性や過酷性があるとの指摘があったことなどを踏まえて改正がなされたものであります。

本町におきましては、今のところ高額な賠償責任に発展するような住民訴訟は生じておりませんが、今年に入り、長崎県内の首長に対して高額な補助金返還を求める訴訟が提起されていることから、今後の備えとして本町においても本条例を制定しようと、このように判断したものであります。

条例制定の理由等につきましては以上であります。詳細につきましては総務課長から説明いたしますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長 総務課長。

総務課長 それでは内容についてご説明をいたします。そして本日、参考資料として横長の資料1枚お配りをしております。その中で1点修正をお

願いたします。タイトルであります。「町長の損害賠償責任の」としてありますが、「町長等の」ということで、「町長等」ということで、「等」の字を挿入いただくようお願いいたします。訂正してお詫び申し上げます。

それでは議案第50号の議案と先ほどの参考資料、これをもとにご説明をしてみたいと思います。

まず第1条趣旨であります。この条例の趣旨を定めたものであります。この中の「地方自治法第243条の2第1項」とありますが、これが今回改正された法律であります。そしてこの損害賠償する責任の一部を免れさせることに関して必要な事項を定めるという、そういう趣旨であります。この中の括弧書きで「賠償の命令の対象となる者を除く。」とありますが、これは典型的な例で言いますと、故意又は過失により現金を亡失したものの、それが監査委員の決定により賠償を命じられたような場合、そういった賠償責任がはっきりしている場合ですね、そういったものを除くというものであります。

そして第2条であります。ここに損害賠償責任の一部免責というものの条項であります。そしてここはですね、この条文の中身をわかりやすくお示ししたものは本日お配りした資料であります。条文については逐一読み上げませんので、この資料をもとにご説明をしたいと思っております。まず第2条の1行から2行目にかけて、要件としては、「善意でかつ重大な過失がないとき」という、こういう要件があります。すべての場合じゃなくて、こういう要件がある場合のみ適用されるというものであります。そしてこの括弧書きの中で「地方自治法施行令第173条第1項第1号」という規定がありますけれども、これが国の施行令の中で基準というものが定められております。資料の中で言いますと基準給与年額、そして乗数といったものであります。そしてここで言わんとするところはですね、図式で言いますと、町長等が賠償の責任を負う額、これが出ましたらこれから差し引くというものであります。その差し引く額につきましては、それぞれの町長ほか各役職ごとの基準給与年額、これが先ほど申しました自治法施行令の173条第1項第1号にそれぞれ定めてありますが、その年額にそれぞれの乗数をかけたもの、これを差し引くということになっております。そしてこの乗数でありますけれども、先ほどの施行令の中で区分に応じて定めてありまして、町長において

は6倍。第2号、(2)ですね、副町長、教育委員会の教育長、教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員、これにおきましては4倍というものです。そしてその下(3)、第3号でありますけれども、農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員、これらに対しましては2倍ということになっております。そして(4)、第4号、町職員(第2号に掲げるものを除く。)これは1倍ということになっております。この規定は施行令で定めた基準どおりでありまして、本町で独自に定める乗数といったものではありません。したがって、免責額としましては図式のように、まず賠償の責任を負う額から先ほど申し上げた基準給与年額のそれぞれの乗数をかけたものを差し引きますけれども、控除はしますけれども、逆に言いますと損害賠償責任の限度額は、こう括った図でお示しましたようにこれが限度額という、こういうことになるものであります。そして議案に戻ります。

附則であります。この条例は、公布の日から施行するとしております。以上で説明を終わります。

**議 長** これから、質疑を行います。田口議員。

**8 番 田 口** はい。この条例というよりか、この条例の根拠になっている地方自治法第243条の2そのものに対するちょっと私はよくわからない点がありますので、説明をしていただければなと思っております。それで少し、その法律に対する疑問点は大きく2つの面から申し上げますけれども、少し長くなりますが、ちょっとお聞きいただきたいと思えます。

まずその法律自体についての最初の面ですが、町長のケースにいうと6年分ですから、金額にすれば数千万円にもなるわけです。そうすると、町長が善意でかつ重大な過失がないのに個人として数千万円も、あるいはそれ以上の金額の損害賠償義務を負うというケースというものが、私はまったく思い浮かびません。どのようなことがあれば町長が個人でそのような数千万円もの損害賠償義務を負うのか、しかも重大な過失もなくてですよ、善意であるにも関わらず、そのような損害賠償義務を負うようなことっていうのがあり得るのかなっていうのがまったく思い浮かびません。むしろ重大な過失がないっていうことであれば、損害賠償義務を負わないっていう、その何か矛盾してるんじゃないかと、この考え方自体が、そういうふうなことを思っております。で、財産処分などのケースというものが想定されているようであり

ますけれども、そういった財産処分、しかも大きな金額の財産処分といったような場合には、議会の承認などの手続きを当然踏んでいるはずなので、町長個人が責任を負うケースっていうものがあり得るのかどうかまったく考えがつかないんです。なので、仮にどこかの自治体でそれに該当するようなケースがあったとして、それは最高裁まで争われた結果というものが出ているのでしょうかということと、仮に最高裁まで争われてそのような結果があるとしても、それは極めてレアなケースであるとしか考えられません。ので、この法律がそういった極めてレアなケースがあたかも普通一般にあり得るように、善意でかつ重大な過失がなくても普通一般に出現するような、そういったようなケースを想定してこういった法律がつくってあると思われるので、極めて不適当な立法であると思えます。ので、川棚町においては、この条文に該当するようなケースは想定できないということで、条例を制定しないという考え方がよいのではないかと思うんですがどうでしょうかというのが1点目です。

それから2点目ですが、ちょっと裏返したような格好で言いますが、法律及びそれを受けたこの条例案には、「善意でかつ重大な過失がないときは」と書いてあります。そしてその善意でかつ重大な過失がないという、まあ町が判断するんですけどもね、その免責の判断は。だからそういう善意でかつ重大な過失がないという町の判断を仮に住民が争う場合、すなわち減額するという町の判断をして、その減額はおかしいんじゃないかといって住民が争う場合には、誰が結局判断をするのかといえ、結局はそれは裁判所が判断することになるわけです。すなわち、最初に裁判所が判断をして損害賠償額を決めた、それをこの条例によって減額するといってもそれが争われれば、結局は減額はできないということになって意味がないのではないかというふうなことを私は思っております。それで、しかしこの法律ですから、これを裏返して考えてみれば、この地方自治法の規定によって裁判所は、町長等が善意でかつ重大な過失がないときには、このここに表れているような6とか4とかいうような、この金額の範囲内でしか損害賠償額を判決できないということになるんじゃないか。すなわち、地方自治法が裁判所の判断を縛るっていう結果になるのではないのかなというふうなことを思っております。しかし、そのように裁判所の判断を縛るような内容のことを、法律じゃなくて

条例に規定させるということは、これまた極めて法体系として適切ではないと思います。自治体によって6年分だったり、4年とか、政令では6年分と書いてあるけども、6年分だったり8年分だったり、あるいは場合によっては少なくして2年分とかいうようなことを条例で決めればですね、そのことが裁判所を縛るとなれば、全国的に見れば極めて不平等な結果になるわけですよね。善意でかつ重大な過失がないということが、そういう場面だと認定されても、善意でかつ重大な過失がないということが認定されても、その評価が自治体によってまちまちになるっていうのは、平等な判決が出されないというふうなことを私は思います。だから、この条例で書けっていう法体系そのものが私は疑問を持っておるわけでありまして。以上の2点について、この法律自体についての疑問点ですけど、以上の2点について説明があればというふうなことで質問をいたします。

それでですね、もう付け加えて言っときますが、これは私の意見ですけども、この何かのを読んだときに、この法改正によって職員が安心して仕事ができるようにしたっていうふうなことを何か書いてあったと思います。職員の責任は1年分ですから。しかし私はですね、職員の方に希望したいのは、仮に自分の仕事が裁判にかけられても、その裁判には負けないくらいの、何の過失もないと、軽い過失もないし損害賠償義務だの負うべきようなことは絶対しませんよというくらいの気持ちで仕事をしてほしいと思っております。町長も当然そのような気持ちで日々そういう仕事をされておるでありましょうし、私たち議会もそのことをきちっと見守って、ちゃんとチェックしてるんですから、これはまったく不必要なことではないかというふうなことを思っております。以上です。

**議 長** 総務課長。

**総 務 課 長** はい。それではお答えをいたします。まずこの地方自治法の243条の2の第1項、この規定ですね、これの分析はですね、申し上げると非常に時間かかりますので、田口議員は、法律はもう十分読んでらっしゃると思いますので、ご質問の意図としましてはですね、この多額の損害賠償を受けるケースがあるのかですね、これをまずご説明をしたいと思います。

これは町長の提案説明にも申し上げたんですけれども、これは想定しているのは住民訴訟制度というものであります。ご承知のように、地方自治法に

においては住民訴訟制度というものが設けられておりまして、その地方公共団体の住民であれば、直接自分が損害を被ったケース、被害を受けたケースでなくとも、その交付金の支出、それが不適正であるという、例えば交付金の支出であるとか、処分であるとか、そういった行政執行上の判断が不適当であるということを訴訟に訴えるという、そういうことができます。そうした中でですね、例えば典型的なケースで言いますと、補助金の返還命令というのがあります。例えば、その住民の方が不適正であるという補助金の支出がなされた場合、その返還を、例えばそれを執行した決裁者である首長にですね、その返還を求めるといふ、そういう訴訟が行われるケース、これがあります。ですからその補助金自体がですね、何億円という額になりますと、その額を首長に返還を求めるといふ、そういう裁判が実際に行われております。まず負うケースというのはそうですね、それで実際に判決もですね、首長に返還を命ずるといふ、そういう判決がありまして、金額も数億になるという、そういうケースが実際に生じております。これでですね、そういったことから十分可能性とすれば起こり得るケースであると、町長自らが直接危害を加えたりとか、意図的に私腹を肥やしたとか、そういうのは論外でありますので、そういった多額の損害賠償請求を負うケースっていうのは今申し上げたとおりです。それでですね、この住民訴訟制度につきましてはですね、制度として監査委員の役割というものが大きく関わってまいります。住民訴訟を行う場合はまず第一に、いきなり訴訟に訴えるのではなくて、まず監査請求を出すという、そういう手続きが必要になってまいります。そして監査委員に監査請求をして、そこで監査委員が不適当であるということで判断をして是正を求める、勧告を求めるといふ場合も当然あります。ただし、行政執行上の問題が、瑕疵がないということで、監査委員は請求の棄却を行うという、そうした場合初めて住民訴訟、裁判所に訴訟を提訴するという、そういう行為が生じてまいります。そして実際の訴訟の中で裁判所が判断をして、損害賠償の賠償決定をした場合、それが数億に及ぶことがあるというものであります。そして先ほどのご質問の中でのですね、「善意でかつ重大な過失がないときは」この判断というのもご質問にあったかと思うんですが、そういった手続きの中でですね、善意でかつ重大な過失がない場合、この判断をまず監査委員でもって行います。そしてそのあと訴訟に訴えられた場合

は、そこで一般的には裁判所の中でも、それは争点の中で何らかの判断が示されるということになります。そういったことで善意でかつ重大な過失がないかどうか、その判断は審理をされるということになっております。それです、ですから実際判決の額が先ほど申し上げた各首町の6倍であるとか、そのほか副町長の4倍であるとかいう額が示されたら、それでもって本来は返還をしなければいけない。そしてその場合においてですね、今回定める免責の額、これが適用されるというものであります。ですから、田口議員がおっしゃるように裁判所の判断を縛るということはまったくないですね。判決があってそれをもとに免責の額を決定していくという、そういう行為であります。それと議員がおっしゃる立法が不適當であるというのはですね、私から発言する権限も何もないので、発言は差し控えたいと思います。以上です。

**議 長** 田口議員。

**8 番 田 口** 先ほどの説明の中でまだわからない点はですね、例に出された補助金の返還命令ですけども、補助金の返還をなぜ首町がせないかんですか。補助金の返還であれば、補助金を受けた人が返還をするということでしょうから、そこがわからないんですけど。

**議 長** 総務課長。

**総 務 課 長** これはですね、一番最初に申しあげたように、これは住民訴訟の制度のそのものの問題であります。ですから、例えば田口議員が補助金を受け取ったわけでも何の利害関係もなくともですね、住民であればその補助決定なり補助の交付が不適當であるとすれば訴えることができます。ですからもうこれは制度論のことですので、それ以上のお答えはもうできません。

それと、お答えするのをちょっと漏らしておりましたけれども、それぞれの乗数ですね、首町は6倍、副町長等は4倍とか、これは自治法の施行令で決められた基準でありまして、その法律上はですね、最低限の基準であってですね、これを法律よりも優遇する方向にはあってはいけないというものであります。ですから最低基準ですので、これよりも例えば免責額が大きくなるような条例、これは不適當だということになってます。それと一部ですね、この乗数を施行令ではないものを条例として出してるケースもあるよう

です。ただ、一般的にはこの施行令どおり条例を制定するというのが大多数のようであります。少なくとも本町ではこれの基準を変えるほどの根拠は、それはもう用意できてませんので、施行令どおりの条例を定めたいというものであります。以上です。

**議**            **長** ほかに質疑はありませんか。はい、田口議員。

**8 番 田 口** はい。町長に念のため聞いときますが、これが適用されるようなケースっていうのがあり得ると考えられますか。

**議**            **長** 町長。

**町**            **長** はい。考えつきません。ということで、実はこの条例案を提案するときには内部で協議をしたんですけど、私は基本的にはそういったことを想定することは自分自身としてできませんでしたので、特に今必要でなければ出さんでいいんじゃないかという議論はしました。で、県内の8町のある首町もそういった私と同じような意見でありました。しかし、現に県内でも町長が損害賠償の責任を負って今訴訟を起こされておりますので、そういった事態が生じてからこういった条例をつくるのは、やっぱり時期が遅いということから、今こういった地方自治法の改正がなされておりますので、出すなら今の時期だろうということで提案を申し上げた次第であります。こういったことが起きないようにしっかりと行政運営をやっていきたいと思います。以上でございます。

**議**            **長** ほかに質疑は。山口議員。

**6 番 山 口** 基準給与年額と書いてあるんですが、ここの欄でいけばですね、川棚町の場合は教育委員会の委員、それから選挙管理委員会の委員、監査委員、農業委員会の委員、それから固定資産評価審査委員ですね、これは年額報酬という形になってるんですが、これは年額基準給与というのをそのとおりに読み替えるのかどうかですね、その点をお尋ねしたいと。

**議**            **長** 総務課長。

**総 務 課 長** はい。ここの基準給与年額ですね、これはこのとおりでありまして、具体的にはですね、手当などを含まないとか、その詳細が施行令の方に決まってるんですけども、基本的には年額の額であります。ですから例えばこの表で言いますとですね、教育委員会の委員というのはもう年額で22万6,500円と決まっておりますので、その倍数でもって算出されると

いうものですね。あと中には月額というのもあります。監査委員は代表監査委員が4万3,500円とかですね、その場合は当然12倍をいたしますし、そういった額でこの損害賠償責任限度額というのを算定していくというものであります。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** ほかに質疑はありませんか。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま議題になっております、議案第50号「町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例」は、総務厚生委員会に付託したいと思います。これに、異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第50号「町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例」は、総務厚生委員会に付託することに決定をいたしました。

(14:24)

**議** \_\_\_\_\_ **長** ここで、しばらく休憩をいたします。

(14:24)

(…休憩…)

(14:40)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、日程第11、議案第51号「工事請負契約の締結（川棚町新庁舎建設工事（建築））」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** 議案第51号「工事請負契約の締結（川棚町新庁舎建設工事（建築））」について提案理由をご説明いたします。

現在進めております川棚町新庁舎建設事業におきまして、川棚町新庁舎建設工事（建築）に係る条件付一般競争入札の実施公告を7月15日に行った

ところ、7社より参加資格申請書の提出がなされ、8月28日に入札を実施した結果、共同企業体 西海建設・安永建設特定建設工事共同企業体 代表者 佐世保市有福町297番40 株式会社西海建設佐世保支店 支店長 原田利弘が、8億663万円で落札決定いたしましたので、9月3日に仮契約を締結いたしております。

この契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定する契約に該当しますので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、工事概要等につきましては、新庁舎建設室長から説明しますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

**議 長** 新庁舎建設室長。

**新庁舎建設室長** それでは、工事の概要について説明いたします。次のページの参考資料をお開きください。

工期につきましては、契約の日から令和3年10月29日までとしており、工事場所は川棚町役場の位置であります、川棚町中組郷1518番地1であります。

工事の概要です。建築面積は1,329.16平米、延床面積は2,725.79平米であります。建物の構造は鉄筋コンクリート造一部鉄骨造の3階建てであります。

主な工事内容です。

1. 仮設工事。仮囲いは成型鋼板製、高さ3メートル、延長が133メートルであります。出入口に設置するパネルゲートは2か所です。足場は枠足場であり、足場面積が1,886平米であります。

2. 基礎工事。建物を支える基礎は杭基礎であり、既製コンクリート杭を66本設置します。根切りに伴う土砂は3,216立米、埋戻し土砂は1,500立米です。

3. 躯体工事。建築の構造となるコンクリートは、2,805立米です。鉄筋は401トンです。

4. 外装工事。外装仕上げは南面、東面がタイル貼りであり、面積が223平米であります。このほかの外壁仕上げが吹付け塗装となり、面積が1,140平米です。勾配屋根は鋼板製で面積が590平米です。屋根防水は塗

膜防水仕上げで、面積が720平米です。

6. 屋外附帯工事。舗装はアスファルト舗装が793平米、平板舗装が297平米です。平板舗装は五島蠟石を使用した製品を使用する計画であります。駐輪場1基は来庁者用駐車場内に設置いたします。

7. 昇降機設備工事。11人用の常用エレベーターを1基設置いたします。続きまして、次ページの資料をお開きください。

建築資料1には、先ほど説明いたしました工事概要を記載しておりますが、カラー刷りの図面は上側が新庁舎の鳥瞰図、下側が県道交差点から見た外観パース図であります。続きまして次のページ建築資料2は1階、2階、3階の平面図であり、次のページ建築資料3は立面図で4面を書いております。次のページ建築資料4は内部のパース図4面を添付しております。最終ページをご覧ください。

入札結果一覧表であります。入札参加社数が7社であり、入札回数は1回での落札決定でありました。以上、説明といたします。

**議 長** これから、質疑を行います。波戸議員。

**1 3 番 波 戸** 13番波戸です。新庁舎建設にあたりましては、議会の方から町内事業者の育成につなげてほしいという要望を出しておりましたけども、今回、公告の内容でその他の事業者のところで、佐世保市が入っていたんですけども、そこは何か理由があるのでしょうか。

**議 長** 企画財政課長。

**企画財政課長** 申し訳ないです、波戸議員、もう1回質問の方をお願いしてよろしいでしょうか。

**議 長** はい、波戸議員。

**1 3 番 波 戸** はい。条件付入札の方法でその他の事業者というのが右側にあったかと思うんですが、そこに「佐世保市又は」というくだりがあると思うんですが、この議会側から町内事業者の育成につなげてほしいという要望があったんですけども、そこで佐世保市が何で入れてきたのかなど、その条件の中に、そういう質問です。

**議 長** 企画財政課長。

**企画財政課長** その他の構成員のところでございまして、佐世保市の業者を入れたというところでございますが、郡内の建築におきましては、業者の数

が少なく、どうしても佐世保市を入れないと業者の確保ができないというふうなことで佐世保市を入れたところでございます。基本的に指名競争入札の場合10社以上になりますので、やはりその程度の業者を入れないといけな  
いだろうという判断をいたしまして、郡内ではやはりちょっと足りないとい  
うことで佐世保市まで区域を広げたということでございます。以上ござい  
ます。

**議** 長 毛利議員。

**3 番 毛 利** 関連して。先ほど波戸議員がおっしゃったのは入札公告の話  
かなと思います。私もその点お聞きしようと思ってたんですが、先ほどのそ  
の他構成員ですね、この部分にですね、アの項とイの項があって、先ほどお  
話は多分イの項で、「佐世保市又は川棚町を除く東彼杵郡内」という条件な  
んですね。で、アの項は「川棚町内に本店・支店」ということにあります。  
これは例えばなんですけど、イの項がなくっても入札は実施できたんじゃない  
のかなと。先ほど10社っておっしゃいましたけど、それは指名競争です  
よね。一般競争の場合は、例えば国でも県でも、1社、2社、3社ぐらいの  
入札あってるんですよね。なので、その10社にせんばいかんっていう論理  
はどこにあるのかなというのが1つと、やはり一般競争ですから、手を挙げ  
たところ、入札に参加したところにその入札する権利があるといえますか、そ  
ういったことになるんですよね。なので、こちらがそういった考えがなけれ  
ば、例えばアの項だけでも入札は実施できたんじゃないのかなと、イの項が  
なくても、と思いますので、何でそこまで執着をされたのか、その佐世保市  
に、イの項ですね。絶対付けんばってことではないかなとは思いますが。

**議** 長 企画財政課長。

**企 画 財 政 課 長** 業者選定委員会の中におきましては、やはり指名競争入札の  
中で10社以上となっているというふうなことで、一般競争入札においても  
その程度は確保しないといけないというふうなことは判断したということ  
と、川棚町の業者ということにすると、もう2社程度しかないということに  
なりまして、それで本当に競争入札になるのかということ判断したところ  
でございます。以上でございます。

**議** 長 ほかに。よろしいですか。はい、毛利議員。

**3 番 毛 利** ちょっと直接関係ないかもしれないんですけど、この入札結

果がですね、町のホームページに入札結果の公表のページがあると思います。これは入札会が終わって3日後くらいにこの件は載ってたんですよ。通常、私よくあのページ見るんですけど、1か月またはそれ以上更新がないときがほとんどだと思います。でも今回の入札に限ってはなぜ3日でアップをされているのかどうか。何か意図があったのかなと思って、お聞きします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 企画財政課長。

**企画財政課長** はい。公表の方が以前遅くなっていたということが毛利議員からございました。これはですね、やはり我々事務側の事務の処理が遅かったというふうに反省しているところでございます。今回ちょうど庁舎の入札があるちょっと前なんですけれども、その情報を提供する新聞社があるんですが、そちらの方から何で早く情報が提供できないんだというお叱りを受けたということがございまして、庁舎に関しましてはもう皆様の関心も高いということもありまして、すぐ公表できる状態になったら公表しようということと対応したところでございます。以上でございます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** ほかに。初手議員。

**4 番 初 手** はい、それでは質問いたします。私はですね、今回の入札が条件付一般競争入札ということで業者選定委員会の中で方向を決定されたということになります。私、総合評価落札方式っていうのが、川棚町の中には実施要綱があつて、その中に、実施要綱ですね、があつて、それぞれいろんな見方を書いてあるんですけども、これを見れば総合評価方式の導入もできたんじゃないかなっていうのがちょっとまだ残っております、気持ちの中ですね。そういったことから総合評価方式の中にはですね、実施要綱の中には、地域貢献とか営業拠点の所在地とか、町内従業員数あるいは消防団、安全管理状況とかっていう、そういったことも含めて評価に位置付けるというふうな解釈ができるんだろうと思うんですけども、総合評価方式が導入できなかった基本的な捉え方ですかね、について少し説明をいただければというふうに思っております。解釈の仕方によってそれぞれ分かれる面があるかと思うんですけども、せっかくの機会でありますので、その辺について選定委員会等でご議論があったかと思っておりますので、ご説明をいただければと思います。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 副町長。

**副 町 長** 総合評価方式、なぜできなかったのかというご質問でございます。総合評価方式ができなかったのも、今回の入札方式をとりましたということではございません。前にも説明したことがあるかも知れませんが、やはりもう既に基本設計、詳細設計等できあがっております、そこに何かの要件がないとその庁舎そのものできないということではございませんでした。そういう中で新たな要素、こういった要素がないと価格だけではこの庁舎建設ってというのは難しいなというふうな要素があれば、それは総合評価というやり方もあったかと思うんです。ただ、先ほど申し上げましたように、そこに新たに加える要素というものがいいのではないかとということで、今回の条件付きであります。一般競争入札ということにしております。以上でございます。

**議 長** 初手議員。

**4 番 初 手** はい。それではもう1つ違う視点からお尋ねしたいと思えます。よく山道浄水場の分が最近の分で例としてあがってくるんですけども、山道浄水場の工事の場合は総合評価方式を導入していたと。その場合と今回の庁舎の場合のその違いと申しますか、その辺についての見解は何かございませんでしょうか。

**議 長** 副町長。

**副 町 長** 前回はやはりそれなりの必要があつて、そういう総合評価方式というのをとられてるんだらうと思えます。そこについてのですね、是非というのは、申し上げることはできないんですけども、そういった判断があつたんだらうと。地方自治法の施行令の中でですね、総合評価方式、正式に言いますと総合評価一般競争入札を行う場合には、内容に適合した履行がなされない恐れ、そういったもの、あるいはそれから最低制限価格の設定、そういったものを恐れがなかったり設定をしたりしても、なおそれだけのことでは自治体、発注する側の希望するものがなかなかできないというふうなときには総合評価一般競争入札というのもできますよというふうなことがございます。ですから何度も申し上げますが、そこにこういう内容、要素がないと、この庁舎が成り立たないとかそういうこともございましたし、最低制限価格を設けることによって一定の基準、質というのは確保できるだらうということで、今回設定をしているということでございます。

**議 長** ほかに質疑はありませんか。小谷議員。

**2 番 小 谷** 今の分にもちょっと関連するんですが、総合評価をしなかったというのは、ほかに要件はなかったということで今説明ありましたけども、総合評価方式の分で地域貢献度とかですね、そこら辺の要件も入っていると思いますが、そこら辺を取り入れての総合評価っていうことはやはりできなかったということなんですか。

**議 長** 副町長。

**副 町 長** そういう地域貢献というのが直接庁舎にどうしても必要だという要素ではないというふうに考えております。ただ、議会の方からも地元業者の育成とかいう要望をいただいているっていうのは十分承知しております。で、そういう入札の機会がなるべく広がるように、建築だけではなくて機械設備、電気のように分けたこともそうですし、先ほど来指摘がありましたように、近隣の市町村も入っておりますが、なるべく町内業者が参加しやすいようにという条件は設けているつもりではおります。以上です。

**議 長** ほかに質疑はありませんか。よろしいですね。

(発言なし)

**議 長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本件に対する反対者の発言を許します。毛利議員。

**3 番 毛 利** 今回の一般競争入札に関しては反対をいたします。庁舎建設というものはですね、50年、100年、我々でも一世代に一度しかないような一大事業であり、町民の皆さんの思い入れも非常に強い。今回の庁舎建設に関しては、我々議会も建設計画が出た当初から地元業者が受注施工できるように要請をしてきました。その後、今回の入札の公告がなされて、地元団体である川棚町建設業組合から我々も嘆願書を受け取りました。そして再度議会からも要望書を提出しました。そして入札の結果、事業費ベースでいう9割以上の事業が町外の業者が落札をするという状況になりました。町が積み立ててきた基金、町民の財産を使って造るこの庁舎の建設は何のためにするのか、町民のためになるのか。この結果は断じて賛同することができませ

ん。今回の入札には制度に欠陥があると思います。入札のやり直しを求めて反対をいたします。

**議**            **長** 次に、賛成者の発言を許します。ありませんか。

(発言なし)

**議**            **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第51号「工事請負契約の締結（川棚町新庁舎建設工事（建築））」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本件は、これを可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**議**            **長** はい。起立多数です。したがって、議案第51号「工事請負契約の締結（川棚町新庁舎建設工事（建築））」は、可決されました。

(15:03)

**議**            **長** 次に、日程第12、議案第52号「工事請負契約の締結（川棚町新庁舎建設工事（電気））」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

**町**            **長** 議案第52号「工事請負契約の締結（川棚町新庁舎建設工事（電気））」について、提案理由をご説明いたします。

現在進めております川棚町新庁舎建設事業におきまして、川棚町新庁舎建設工事（電気）に係る条件付一般競争入札の実施公告を7月15日に行ったところ、5社より参加資格申請書の提出がなされ、8月28日に入札を実施した結果、共同企業体 大菱・春本特定建設工事共同企業体 代表者 佐世保市俵町24番29号 大菱電気工業株式会社 代表取締役 山中仁が、2億857万1,000円で落札決定いたしましたので、9月3日に仮契約を締結しております。

この契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定する契約に該当いたしますので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、工事概要につきましては、新庁舎建設室長から説明いたしますので、ご審議のうえ、ご決定くださいますようお願いいたします。

**議 長** 新庁舎建設室長。

**新庁舎建設室長** はい。それでは、工事の概要についてご説明いたします。

次のページの参考資料をお開きください。

工期及び工事場所は、議案第51号でご説明いたしました建築と同じ内容であります。

工事の概要につきましても、建築と同じ内容になっております。

主な工事内容です。

1. 電灯・動力設備工事。ケーブルラックの延長が227メートルです。新庁舎は大量の電線を配線する必要があり、その配線を並べて敷設するための材料がケーブルラックとなります。照明器具はLED製で器具の設置数が661個であります。

2. 受変電設備工事。3階電気室内に受変電設備を設置いたします。その受変電設備としまして、高圧受電盤1面、コンデンサ盤2面、変圧器が単相・三相の各1台を設置します。

3. 発電設備工事。自家発電設備260キロボルトアンペア1基を設置します。自家発電設備は停電時における発電設備であります。燃料地下タンク4,000リットル1台に重油を備蓄し、自家発電設備が3日間稼働が可能としております。太陽光発電設備として発電モジュール48枚を設置します。発電表示装置は42インチモニターを1台設置します。

4. 構内交換設備工事。電話設備であります電話装置、これは交換機となります。1台設置いたします。

5. 火災報知設備工事。複合盤1面、光電式煙感知器が30個、スポット形感知器が54個、計84個を設置します。複合盤は火災の情報確認用の盤で、あと操作盤でもあります。続きまして、次のページをお開きください。

電気資料1は電灯設備の1階平面図、次ページには電気資料2は2階、3階平面図であり、図面内には照明器具の設置位置が記載されており、長方形の図が事務室に一般的に設置されます蛍光型LED照明器具であり、丸型がスポット型のLED照明器具であります。照明器具の図示で斜線が描かれているのは、停電時でも自家発電設備により点灯する照明器具を示しており

ます。自家発電機が、その能力がすべての部屋を、証明器具を点灯するようにはなっておりません。各照明器具の姿図は、電気資料 1 左上側に図示しております。最終ページをご覧ください。

入札結果一覧表であります。入札参加者数が 5 社であり、入札回数は 1 回での落札決定でありました。以上、説明とさせていただきます。

**議**            **長** これから、質疑を行います。田口議員。

**8 番 田 口** 図面をよくわかりづらいのでお聞きしますが、自家発電設備というものはどこに置かれるのでしょうか。

**議**            **長** 新庁舎建設室長。

**新庁舎建設室長** はい。電気資料 2 をご覧ください。右側の図面になります。3 階平面図となっております。照明器具が重なって見えづらい部分がありますが、図面の左側からすると 2 番目の部屋に発電機と記載がありますが、こちらの部屋に自家発電機械が設置されるようになります。建築の図面、すいません、議案第 5 1 号で説明しました図面で建築資料 2、これに 3 階平面図、右上にあります。こちらの図面がわかりやすくなつたと思います。こちらの方に発電機室とあります。こちらに設置されるとなります。以上です。

**議**            **長** ほかに質疑はありませんか。よろしいですね。

(発言なし)

**議**            **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本件に対する反対者の発言を許します。毛利議員。

**3 番 毛 利** 反対の趣旨は先ほどと同じであります。結果的にこうやって 3 件の入札があつて 2 件が町外という結果になってます。これをそのまま我々が何も言わないと町民の皆さんから議会の存在意義を問われますので、当然賛同はできません。反対をいたします。

**議**            **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

**議 長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第52号「工事請負契約の締結（川棚町新庁舎建設工事（電気））」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本件は、これを可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

**議 長** はい。起立多数です。したがって、議案第52号「工事請負契約の締結（川棚町新庁舎建設工事（電気））」は、可決されました。

（15：13）

**議 長** 次に、日程第13、議案第53号「工事請負契約の締結（川棚町新庁舎建設工事（機械））」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

**町 長** 議案第53号「工事請負契約の締結（川棚町新庁舎建設工事（機械））」について、提案理由をご説明いたします。

現在進めております川棚町新庁舎建設事業におきまして、川棚町新庁舎建設工事（機械）に係る条件付一般競争入札の実施公告を7月15日に行ったところ、3社より参加資格申請の提出がなされ、8月28日に入札を実施した結果、共同企業体名 大東・青井特定建設工事共同企業体 代表者 川棚町百津郷296番地122 株式会社大東設備 代表取締役 西畑栄一郎が、1億2,628万円で落札決定いたしましたので、9月3日に仮契約を締結いたしております。

この契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定する契約に該当しますので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、工事概要につきましては、新庁舎建設室長から説明いたしますので、ご審議のうえ、ご決定くださいますようお願いいたします。

**議 長** 新庁舎建設室長。

**新庁舎建設室長** はい。それでは工事概要についてご説明いたします。次のページの参考資料をお開きください。

工期及び工事場所は、議案第51号、52号でご説明いたしました建築、

電気と同じ内容であります。

工事の概要につきましても、建築、電気と同じ内容となっております。  
主な工事内容です。

1. 衛生器具設備工事。1階、2階の男女各トイレに設置されます衛生器具であります。洋風大便器温水洗浄便座付15組です。小便器自動洗浄付8組です。オストメイト1組です。オストメイトは1階みんなのトイレに設置いたします。

2. 給水設備工事。高置水槽ステンレス製パネルタンク2層式1基です。屋内外の給水配管、排水配管は記載のと通りの延長となっております。

3. 空気調和設備工事。空冷ヒートポンプビル用マルチエアコン室外機37台です。室外機は屋上に設置いたします。ルームエアコン2台です。空冷ヒートポンプエアコン13台です。

4. 換気設備工事。天井埋込形換気扇低騒音形19台です。全熱交換機型換気扇は30台です。続きまして、次のページの機械資料1です。

機械資料1はトイレ等水回りの配管平面図であります。男子トイレには小便器4組、大便器2組。女子トイレは大便器4組となっております。みんなのトイレは一般的に多目的トイレとも言われておりますが、1階にはオストメイトを設置します。次ページ、機械資料2は屋上に設置されます高置水槽の図面となっております。次のページです。機械資料3は1階、2階の空調機配置図となっております。なお、空調につきましては1階、2階執務室はOAフロアを利用した床吹き出し型空調を採用しております。最終ページをご覧ください。

入札結果一覧であります。入札参加者数が3社であり、入札回数は1回での落札決定でありました。以上、説明とさせていただきます。

**議 長** これから、質疑を行います。よろしいですか。

**議 長** 炭谷議員。

**1 1 番 炭 谷** まったく単純な用語かもしれませんが、オストメイトっていうふうな、どういうふうに、私わからんとですけど、お願いします。

**議 長** 新庁舎建設室長。

**新庁舎建設室長** オストメイトとは、人工肛門をつけられた障がい者の方が使われるトイレとっていただければと思います。人工肛門を洗うための洗

面台っていうんでしょうか。専用の装置が、みんなのトイレの中に設置されるとなっております。以上です。

**議** 長 ほかに質疑はありませんか。福田議員。

**1 番 福田** はい、福田です。工事の概要の中で空冷ヒートポンプビル用マルチエアコン室外機が37台、一般的に室外機と室内機が数が普通合うのかなと思うんですが、合うかまたは室内の方が多くなって思うんですが、どういうふうな、この37台は数が多いのは、ちょっと説明をお願いします。

**議** 長 新庁舎建設室長。

**新庁舎建設室長** 福田議員の方からの質問の空冷ヒートポンプビル用マルチエアコン室外機37台の内訳なんですけど、空調機の数に応じた設置数になってると思っております。申し訳ありません、設計図とこの数がまだちょっと詳細に確認ができてなかったんですが、設計図の内訳がこの数となっておりますので、今回新庁舎に伴います空調機の必要台数とご理解していただければと思います。以上です。

**議** 長 福田議員。

**1 番 福田** 確認ですが、対応してるのは3件目の空冷ヒートポンプエアコンの数が変わってくると理解していいんでしょうか。

**議** 長 新庁舎建設室長。

**新庁舎建設室長** すいません、室外機の数が変わるのかというご質問でとってよろしいんでしょうかね。数的に変わるとは考えておりません。必要の数をこうやって計上しているということをご理解していただければと思います。

**議** 長 福田議員。

**1 番 福田** 室外機と室内機が普通一緒じゃないかなと思うんですけど、それに対応した室内機ということで3件目は、それに対応した室内機ですかということなんですけど。

**議** 長 新庁舎建設室長。

**新庁舎建設室長** すいません、室内機の数と室外機の数、すいません、1つつ1個になっていくかっていうわけでは、なりません。室内機の方のこの空調機を動かすために必要となる室外機が37であることをご理解していただければと思います。

**議 長** よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。初手議員。

**4 番 初 手** この議案の分じゃないんですけども、先ほどから建築、電気につきましては、地元業者が落札ができなかったという現状になってしましまして、非常に残念だなと思っております。事業量から工事量からしてもかなりの規模だというふうに思っております。結果は結果として出たわけですけども、やはり庁舎という位置付けからも考えて、地元のですね、業者の方々が何らかの形でこの事業に携わることができないかというふうに思ったりもします。そういったことから、当然圧力とかそういったものじゃないですけども、行政として町長としてその辺の、どういうやり方があるのか私もうまくは言えませんが、何らかの対応をしていくとかっていう、そういった面でのお考え等があればお伺いしたいと思いますけども。

**議 長** 町長。

**町 長** はい、お答えします。確かに今、初手議員がおっしゃったように、今回の入札においては3件のうち1社だけが地元業者が受注できたという結果になって、いささか残念であります。しかし、発注者側としては、議員からいろいろご意見もありましたが、精いっぱい期待をして、こういった発注の仕方をしたところであります。そういったことで、結果は結果として頑張り過ぎて落札できなかった、あるいは少し努力が足りずに落札できなかったというような結果になっております。そこで、常日頃からではありませんけど、町内の業者については育成しなければならないという町の立場もありますので、今議員のおっしゃったようなことについては十分これから配慮をしていきたいと思っております。ただ、今回の場合は、例えば電気につきましては、かなりの差があつて地元業者が落札されていません。基本的に下請けに、例えば下請けにでも使ってもらいたいというふうな、こちらからいわゆるお願いをする場合には、入札参加者については当然それは基本的には好ましくないというふうな状況であります。しかも今回の場合は、特に電気の場合は金額が相当開きがありますので、当然そういった話にはならないんじゃないかと思えます。もう1つ建築の方については、逆にかなりの金額の差があつて、結果的には失格をなさっていらっしゃいますけれども、これにつきましてもやっぱり入札参加者ということになりますので、そういったことから考えますと、一般的な話としては下請けに入ることが難しいん

じゃないかと思えます。それについては、これから受注された企業の方でどういった取り組みをされるのかということになりますけど、基本的には町内業者から資材等々もできるだけ使っていただくと、あるいは作業員の確保についても協力をしていただくような、そういった対策についてはできるのではないかと思えますので、契約の締結ができたあとに、各業者に対してそういったお願いをしていかなければと、こう思っているところでございます。以上でございます。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本件に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

お諮りします。本件はこれを可決することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第53号「工事請負契約の締結（川棚町新庁舎建設工事（機械））」は、可決されました。

（15：29）

議 長 次に、日程第14、議案第54号「公有水面埋立の件」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 議案第54号「公有水面埋立の件」について、提案理由をご

説明いたします。

長崎県が実施予定の川棚港海岸（平島地区）自然災害防止事業において、海岸保全施設の用地として182.67平方メートルの埋立免許が令和2年7月30日に出願されたことに伴い、令和2年8月18日付で公有水面埋立法第3条第1項の規定により、港湾管理者である長崎県知事から町の意見が求められたところであります。

そこで異議ない旨、回答することにしたいので、同条第4項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、建設課長から説明いたしますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 建設課長。

**建設課長** はい。それではご説明いたします。今、町長提案説明にありましたように、長崎県から港湾管理者の長である長崎県知事に対して公有水面埋立の免許出願がっております。これを受けまして、港湾管理者である長崎県知事から令和2年8月18日付で町の意見が求められたところであります。なお、この川棚港平島地区の自然災害防止事業につきましては、川棚町からの長年の要望を受け実施していただくものであります。それでは議案に添付しております資料の図面等でご説明をいたします。

添付の1枚目、これが埋立現場の写真となっております。一応線を入れておりますけれども、ここは現場の写真ということで、次の2枚目をご覧ください。

2枚目の図面が地積図ですが、埋立ての位置につきましては、川棚町下組郷272番14から2050番3に至る地先公有水面です。茶色の着色が埋立区域で、面積は182.67平方メートルとなっております。緑色の部分につきましては、今回埋立工事の施工区域を表しております。次に3枚目をご覧ください。

今回の埋立てに係る改良工事の図面であります。上の左側ですね、護岸嵩上げ区間につきましては、道路から約2メートルの高さまで堤防が嵩上げされます。今回の埋立区間におきましても、同じ高さで堤防が新設され、図面右側の嵩上げ区間とされている青の部分と接続をされます。埋立ての期間につきましては、令和2年度から5年度までの3か年を予定されております。

以上で説明を終わらせていただきます。

**議 長** これから、質疑を行います。初手議員。

**4 番 初 手** お尋ねをいたします。やっと具体的な分が出て、上流の方は9月に入ってから工事に着手するというのでこの前説明もあっておりました。今後の流れについてちょっとわかる範囲で確認をさせていただきたいんですけども、公有水面埋立を今日可決して、それが県にいて、実質的な設計を始めて具体的な工事着工というのがどれぐらいになるのかですね。というのは、今回の9号、10号でかなり結果が酷い状態でありましたし、当然1日も早いほうがいいんですけど、大体その辺の流れ的なものが、県の事業でありますのでどこまで把握されているかわかりませんが、可能な範囲でご存知であればお知らせをいただきたいと思います。以上です。

**議 長** 建設課長。

**建 設 課 長** はい。今回の埋立区間につきましてですけれども、今回の公有水面埋立の件で、免許の承認がされますと、それから3か月以内で事業に着手されるということになっております。以上です。

**議 長** ほかに質疑はありませんか。高以良議員。

**9 番 高 以 良** この埋立区域に通じる道路ですね、狭くて壁が多かったり、周辺には住宅も密集していますが、埋立て用の土砂の搬入についてはどういうふうな方法で予定をされてるのかということと、この図面の埋立区域のところの西側ですかね、図面で見れば下側のその斜路の部分は埋立てはしないのかどうかお尋ねします。

**議 長** 高以良議員。

**9 番 高 以 良** 斜路と言いましたが、元の造船所のあったところですね。そこがどうなるのかお尋ねします。

**議 長** 建設課長。

**建 設 課 長** はい。埋立ての工事の順序といいますか、埋立てにつきましてですけれども、まず川側、海側というか川側ですね、のほうに汚濁防止膜をされ、その後ですね、陸上の方からトラック等で埋立てを行っていくということになっております。その後、護岸の構造物等を作製し、あとで質問がありました、斜路の部分と言われましたけども、ここについても埋めてしまうということで、この緑色の部分ですね、3枚目の緑色の部分はこのように

埋めてしまうということになっております。以上です。

議 長 高以良議員。

9 番 高 以 良 埋立て用の土砂の搬入についての方法というんですかね、安全面の配慮とかそこら辺は十分されると思うんですが、今のままの状態ですらトラックで搬入ということでしょうか。

議 長 建設課長。

建 設 課 長 はい。埋立て土砂の搬入についてはダンプトラックで搬入し、小型ブルドーザーで押し出しながら整地を行うということになっておりますが、これにつきましてはですね、県の方でされますので、安全対策等についてはですね、県の方で検討され施工業者とですね、確認をされると考えられます。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(発言なし)

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第54号「公有水面埋立の件」の採決を行います。

お諮りします。本案はこれを可決することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案第54号「公有水面

埋立の件」は、可決されました。

(15:39)

**議 長** 次に、日程第15、請願第1号「日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書」提出についての請願」を議題といたします。これより紹介議員の説明を求めます。炭谷議員。

**1 1 番 炭 谷** 11番、炭谷猛です。請願書を読み上げ、請願といたします。

請願第1号、2020年8月28日、川棚町議会議長 村井達己様。

請願者、住所 川棚町百津郷41-38、氏名 東彼原水協 代表 森直明、電話番号 090-8838-5023、住所 川棚町中組郷1560-1。氏名 東彼民主商工会 会長 戸崎和久、事務局長 朽原明浩、電話番号 82-4704。紹介議員 炭谷猛。

件名 「日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書」提出についての請願。

請願の趣旨。

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから72年を経た2017年7月7日、歴史的な核兵器禁止条約が採択されました。条約は、核兵器について破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪して、これに「悪の烙印」を押しました。核兵器はいまや不道徳であるだけでなく、歴史上初めて明文上も違法なものとなりました。

条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇にいたるまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止し、「抜け穴」を許さないものとなっています。また条約は、核保有国の条約への参加の道を規定するなど核兵器完全廃絶への枠組みを示しています。同時に、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記され、被爆国、被害国の国民の切望に応えるものとなっています。

このように、核兵器禁止条約は、被爆者とともに私たち日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものです。

2017年9月20日、核兵器禁止条約への調印・批准・参加が開始されて以降、国際政治でも各国でも、前向きな変化が生まれています。条約調印

国はアジア、ヨーロッパ、中南米、アフリカ、太平洋諸国の82か国。批准国は44か国となり（今年8月9日現在）、発行に必要な条件（50か国）まで残り6か国になっています。

アメリカの「核の傘」に安全保障を委ねている日本政府は、核兵器禁止条約に背を向け続けています。こうした態度をただちに改め、被爆国として核兵器全面禁止のために真剣に努力する証として、核兵器禁止条約に参加、調印、批准することを強く求めます。

以上、「日本政府に核兵器禁止条約の交渉会議に参加し、被爆国として条約実現に努力するよう」求める意見書を国へ提出していただくことをお願いします。

請願事項。

「日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書」を政府に提出してください。

以上、請願いたします。

以上、提案いたします。ご審議のうえ、意見書を提出していただきますようお願いいたします。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これから、質疑を行います。ありませんか。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております、請願第1号「日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書」提出についての請願」は、総務厚生委員会に付託したいと思いますが、これに、異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 異議なしと認めます。したがって、請願第1号「日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書」提出についての請願」は、総務厚生委員会に付託することに決定をいたしました。

(15:47)

議 長 以上をもちまして、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日はこれにて散会といたします。ご起立をお願いいたします。お疲れ様  
でした。

( 1 5 : 4 7 )

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、署名する。

川 棚 町 議 会 議 長                    村 井 達 己

会 議 録 署 名 議 員                    堀 池 浩

会 議 録 署 名 議 員                    山 口 隆